

労 災 保 険

指 定 医 療 機 関 事 務 必 携

(2 の 1)

[労 災 医 療]

令和7年7月

岩 手 労 働 局

目 次

労災保険制度

1	労災保険の目的	1
2	保険給付の対象	1
3	保険給付の種類及び内容	3
4	労災医療について	5
5	療養の給付の範囲	5
6	給付方式	5
7	社会復帰促進等事業	6
	(1) 特別支給金 (2) 外科後処置 (3) 義肢等補装具購入・修理費用の支給	
	(4) アフターケア	

労災保険指定医療機関制度の概要

1	労災保険指定医療機関制度の目的	9
2	労災保険指定医療機関の性格	9
3	指定医療機関の取扱い	10
	(1) 指定の期間 (2) 指定医療機関の取り消し (3) 標札の掲示	
4	指定契約	10
5	契約条項	11
	(1) 診療費の算定及び請求方法 (2) 労働基準監督署への連絡	
	(3) 労働局への届出	
6	労災保険指定医療機関療養担当規程	12
7	変更事項等の届出について	19

指定医療機関における労災診療の具体的取扱い

1	診療に先立つ留意事項	25
	(1) 受給資格の確認（「療養給付請求書」）	
	(2) 「療養給付請求書」が提出されたら	
	(3) 転医及び傷病（補償）等年金受給者	

2	労災診療方針	26
3	診療録の記載・整備	27
	(1) 傷病の発生状況について	
	(2) 既存障害の有無について	
4	自動車事故等第三者の行為による災害の取扱い	27
5	指定医療機関における療養の範囲	29
	(1) 診 察 (2) 検査・画像診断 (3) 投薬・注射	
	(4) 治療用材料及び装具	
	(5) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）	
	(6) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（入院）	
6	看護の取扱い	33
	(1) 特別労災付添看護 (2) 看護担当者 (3) 看護費用の範囲	
	(4) 看護費用の請求 (5) 誓約書	
7	訪問看護	35
8	症状経過の観察、記録	35
9	治ゆ・再発の取扱い	36
	(1) 治 ゆ (2) 再 発	
10	その他の取扱い事項について（証明と診断書の交付）	37
	(1) 看護費用の額の証明書 (2) 休業（補償）等給付請求書の休業の証明	
	(3) 障害（補償）等給付請求書 (4) 遺族（補償）等給付請求書	
	振動障害の症度区分と治療	43
	 都道府県労働局及び労働基準監督署一覧	 45

付録

（公財）労災保険情報センターの事業について

はじめに.....	55
1 労災診療費が国から支払われるまでの立替払	56
2 労災診療費の不支給事案への共済方式による補償	57
3 労災保険に関する情報普及事業	58

労災レセプト電算処理システムについて

1 労災レセプト電算処理システムに関するリーフレット	59
2 届出関係書類	61

勞 災 保 險 制 度

労災保険制度について

1 労災保険の目的

労災保険制度は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡に対して必要な保険給付を行い、あわせて、被災労働者の社会復帰の促進、被災労働者とその遺族の援護、労働災害の防止等を目的とする社会復帰促進等事業を行う総合的な保険制度です。

この制度は、昭和 22 年に、労働基準法による災害補償制度を保険システムにより担保する制度として創設され、その後、度重なる改正により、適用事業の拡大、給付水準の引上げ、通勤災害保護制度の導入、労働福祉事業の創設等が行われ、今日、災害補償の水準面では充実した制度となるに至っています。

労災保険に関する事務は、中央では厚生労働省が、地方では各都道府県労働局及び労働基準監督署が取扱っています。

2 保険給付の対象

労災保険において、保険給付の対象となる、「業務災害」、「複数業務要因災害」及び「通勤災害」とは、次のとおりです。

(1) 「業務災害」

労働者は事業主との労働契約の履行として、事業主の支配下において、その労働を提供しますが、このような労働者が労働契約にもとづいて事業主の支配下にある状態を業務遂行性といいます。

この労働提供の過程から生ずる災害が、事業主の支配に起因することに着目して、その発生については、原則として、事業主が責任を負うべきものとされています。

そこで、業務災害とは、労働者が事業主の支配下にある状態（業務遂行性）に起因する（業務起因性）災害であるということが出来ます。

業務遂行性とは..... 労働者が労働契約に従って事業主の支配下にある状態をいい、労働者が会社、事業場等で仕事をしているときか、出張先で仕事をしたり、その場所への往復行為をいいます。

業務起因性とは..... 従事する業務に通常伴う危険が具体化したものなど、負傷又は疾病と業務との間に相当な因果関係がある場合をいいます。

(2) 「複数業務要因災害」

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害です。

複数事業労働者とは..... 傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいいます。

したがって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者については、複数事業労働者に該当しません。

複数の事業の業務を要因とする傷病等とは

..... 複数の事業場の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災と認定できるか判断します。なお、複数事業労働者でも、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価し業務上と認められる場合は、「業務災害」として認定されます。

(3) 「通勤災害」

通勤災害とは、通勤により発生した災害をいい、この場合の通勤とは、次の要件をみたす往復行為で

あることが必要となります。

就業に関し、 住居と就業の場所との間の往復 就業の場所から他の就業の場所への移動 単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を行う行為であること。

通勤の経路及び方法が、社会通念上合理的であると認められること。

通勤経路からの迂回等、逸脱、中断がないこと。

逸脱、中断があった場合には、その間及びその後の往復行為は通勤に含まれないこと。たとえば、通勤の途中で経路からはずれたり、友人と麻雀等を行った場合は、逸脱、中断となり保険給付ができなくなります。

ただし、その逸脱、中断が日常生活上やむを得ない必要最小限度の行為、すなわち、日用品の購入等である場合には、その間を除き通勤とされます。

なお、業務の性質を有する通勤、たとえば、事業主の提供する専用の交通機関を利用しての通勤途上の災害は、通勤災害でなく「業務災害」として取扱われます。

3 保険給付の種類及び内容

労災保険では、労働者が業務上の事由又は通勤災害により負傷したり、疾病にかかった場合には各種の保険給付を行います。また、このほか「社会復帰促進等事業」として「特別支給金」が支給されますが、これらの種類と内容は次の一覧表のとおりです。

なお、業務災害、**複数業務要因災害及び**通勤災害で保険給付の内容が異なるということはありませんので、以後、本必携では業務災害を中心に述べることにします。

(労災保険給付の種類と内容)

保険給付の種類		こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養（補償）等給付		業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等で療養を受けるとき）	必要な療養の給付	
		業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害による傷病により療養するとき（労災病院や労災指定医療機関等以外で療養を受けるとき）	必要な療養の費用の支給	
休業（補償）等給付		業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 60%相当額	（休業特別支給金） 休業 4 日目から、休業 1 日につき給付基礎日額の 20%相当額
障害（補償）等給付	障害（補償）等年金	業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害による傷病が治ゆ（症状固定）した後に障害等級第 1 級から第 7 級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 131 日分の年金 第 1 級 313 日分 第 6 級 156 日分 第 2 級 277 日分 第 7 級 131 日分 第 3 級 245 日分 第 4 級 213 日分 第 5 級 184 日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、342 万円から 159 万円までの一時金 （障害特別年金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の 313 日分から 131 日分の年金
	障害（補償）等一時金	業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害による傷病が治ゆ（症状固定）した後に障害等級第 8 級から第 14 級までに該当する障害が残ったとき	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 503 日分から 56 日分の一時金 第 8 級 503 日分 13 級 101 日分 第 9 級 391 日分 14 級 56 日分 第 10 級 302 日分 第 11 級 223 日分 第 12 級 156 日分	（障害特別支給金） 障害の程度に応じ、65 万円から 8 万円までの一時金 （障害特別一時金） 障害の程度に応じ、算定基礎日額の 503 日分から 56 日分の一時金
遺族（補償）等給付	遺族（補償）等年金	業務災害、 複数業務要因災害 又は通勤災害により死亡したとき	遺族の数等に応じ、給付基礎日額の 245 日分から 153 日分の年金 1 人 153 日分 2 人 201 日分 3 人 223 日分 4 人以上 245 日分	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず、一律 300 万円 （遺族特別年金） 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の 245 日分から 153 日分の年金
	遺族（補償）等一時金	(1) 遺族（補償）等年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族（補償）等年金を受けている方が失権し、かつ、他に遺族（補償）年金を受け得る者がいない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の 1,000 日分に満たないとき	給付基礎日額の 1,000 日分の一時金（(2)の場合は、すでに支給した年金の合計額を差し引いた額）	（遺族特別支給金） 遺族の数にかかわらず一律 300 万円 （遺族特別一時金） 算定基礎日額の 1,000 日分の一時金（ただし(2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額）

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
葬祭料 葬祭給付	業務災害又は通勤災害により死亡した方の葬祭を行うとき	315,000 円に給付基礎日額の 30 日分を加えた額(その額が給付基礎日額の 60 日分に満たない場合は、給付基礎日額の 60 日分)	
傷病(補償)等年金	業務災害又は通勤災害による傷病が療養開始後 1 年 6 か月を経過した日又は同日後において次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 傷病が治ゆ(症状固定)していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金 第 1 級 313 日分 第 2 級 277 日分 第 3 級 245 日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により 114 万円から 100 万円までの一時金 (傷病特別年金) 傷病の程度により算定基礎日額の 313 日分から 245 日分の年金
介護(補償)等給付	障害(補償)年金又は傷病(補償)年金受給者のうち第 1 級の者又は第 2 級の者(神経・精神の障害及び胸腹部臓器の障害の者)であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、177,950 円を上限とする)。親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 85,490 円を下回る場合は 85,490 円。 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、88,980 円を上限とする)。親族等により介護を受けており介護費用を支出していないか、支出した額が 42,700 円を下回る場合は 42,700 円。	
二次健康診断等給付	事業主の行う健康診断等のうち直近のもの(一次健康診断)において、次の各号のいずれにも該当することとなったとき (1) 検査を受けた労働者が、血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、BMI(肥満度)の測定のすべての検査において異常の所見があると診断されていること (2) 脳血管疾患又は心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断及び特定保健指導の給付 (1) 二次健康診断 脳血管及び心臓の状態を把握するために必要な以下の検査 空腹時血中脂質検査 空腹時血糖値検査 ヘモグロビン A _{1c} 検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) 負荷心電図検査又は心エコー検査 頸部エコー検査 微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)又は弱陽性(+)である者に限り行う) (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

4 労災医療について

労災保険制度の目的は、労働災害を被ったことにより失われた傷病労働者の労働能力の回復、填補を図り、これらの傷病労働者を早期に社会復帰させるとともに、さらに労働災害を未然に防止することにあります。

そこで、労災保険においては、労働者が業務災害、**複数業務要因災害**又は通勤災害により負傷したり、疾病にかかって療養を必要とする場合には、療養（補償）**等**給付により傷病労働者の傷病をできる限り早く治し、かつ、できる限り後遺症を残さないような治療方法を施し、傷病労働者の早期職場復帰を図る必要があります。このように、療養（補償）**等**給付によって行われる各種の医療行為を総称して「労災医療」と呼んでいます。

5 療養の給付の範囲

労災保険において給付される療養（補償）**等**給付の範囲については、労災保険法第13条に、診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術その他の治療、居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護、移送であって、政府が必要と認めるものに限る旨定められています。

「療養の給付の範囲」については、「指定医療機関における労災診療の具体的取扱い」において詳しく述べます。

6 給付方式

労災保険における療養（補償）**等**給付は、療養の給付が建前とされており、例外的な取扱いとして療養の費用の支給を行うこととしています。療養の給付は、保険者である政府が、傷病労働者の請求に応じて直接療養の給付を実施するもので、つまりは医療の現物給付方式を指します。この政府が直接傷病労働者に行う療養の給付は、労災病院と指定医療機関において行われることになっており、これらの医療機関において診療を受けることとなる傷病労働者は、自ら費用負担をすることなく政府が必要と認める範囲内で治療を受けることができる仕組みになっています。

これとは反対に、療養の費用の支給は、傷病労働者が療養に要した費用をいったん立替払いし、その費用相当額を労災保険へ請求することにより政府が必要と認める範囲内で支給するものです。

療養の費用が支給されるのは、労災保険法施行規則第11条の2により療養の給付を行うことが困難な場合のほか、療養の給付を受けないことについて労働者に相当の理由がある場合とされています。

具体的な例をあげますと、突発的な災害により負傷し、緊急に診療を受けなければならないため、最寄りの指定医療機関以外の医療機関へ受診した場合、傷病労働者の症状が特殊な医療技術や設備を必要とするが、最寄りにはこれらの条件を満たす指定医療機関がなかった場合、傷病労働者の会社の所在地や居住地域等にたまたま指定医療機関がなかった場合、等があげられます。

健康保険においては、ほとんど大部分の医療機関が保険医療機関として指定されている事情から、医療給付はこれらの保険医療機関における現物給付方式がとられており、ごく例外的に療養の費用の支給が認められています。

なお、療養の費用の支給には、指定医療機関以外の医療機関（以下「非指定医療機関」といいます。）での診療に係る診療費のほか、付添看護費用、移送費、労災保険指定薬局以外で支給を受けた薬剤に係る薬剤費、柔道整復師施術料、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の施術料や傷病労働者が主治医の指示により自費で購入したコルセット、義肢等の治療用装具、文書料の費用も含まれます。

7 社会復帰促進等事業

労災保険では、保険給付のほかに、この保険の適用事業の労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、次のような福祉事業を行っています。

(1) 特別支給金

保険給付のほかに、休業特別支給金、障害特別支給金、遺族特別支給金、傷病特別支給金、障害特別年金、障害特別一時金、遺族特別年金、遺族特別一時金、及び傷病特別年金の9種類の特別支給金が支給されます。

(2) 外科後処置

労災保険では、傷病が治癒した後の診療等については療養（補償）等給付の対象とはなりません。しかし、傷病が治った後に、義肢装着のための断端部の再手術、外貌な醜状の軽減をはかる整形手術、局部の神経症状を早期に消退させるための理学療法等を行うことにより、失った労働能力を回復できる見込みのある者、又は醜状が軽減する見込みがある者について、療養（補償）等給付とは別に、治癒後に無料で診療の機会を与える制度が外科後処置です。

外科後処置を受けられる者は、労災保険の障害（補償）等給付の支給決定を受けた者のうち、外科後処置により失った労働能力を回復できる見込みのある者、あるいは醜状の軽減し得る見込みがある者に限られます。

なお、外科後処置を受けるには、所轄する労働局長の承認を受けた上、外科後処置の委託を受けた病院で処置を受けることになります。

また、外科後処置による再手術で入院した場合、休業（補償）等給付は支給されません。

(3) 義肢等補装具購入・修理費用の支給

労災保険では、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった方のうち、一定の欠損障害又は機能障害が残った方に対して、社会復帰していただくことを目的に、義肢等補装具の購入又は修理に要した費用を支給しています。

支給される義肢等補装具は以下の23種目があり、それぞれの支給種目ごとに支給基準が定められています。

- 1 義肢の支給
- 1 - (2) 筋電電動義手
- 2 上肢装具及び下肢装具
- 3 体幹装具
- 4 座位保持装置
- 5 盲人安全つえ
- 6 義眼
- 7 眼鏡（コンタクトレンズを含む）
- 8 点字器
- 9 補聴器
- 10 人工咽頭
- 11 車いす
- 12 電動車いす
- 13 歩行車
- 14 収尿器

- 15 ストマ用装具
- 16 歩行補助つえ
- 17 かつら
- 18 浣腸器付排便剤
- 19 床ずれ防止用敷ふとん
- 20 介助用リフター
- 21 フローテーションパッド（車いす、電動車いす用）
- 22 ギャッチベッド
- 23 重度障害者用意思伝達装置

(4) アフターケア

症状固定した後であっても傷病によっては保険上の措置等を必要とする場合があります。労災保険ではこれらの措置等を必要とする者（障害（補償）等給付を支給された者）に対し社会復帰促進等事業としてアフターケアを実施しています。

アフターケア委託費請求内訳書には、対象となるアフターケア傷病コードを記入することとなっていますので、該当する傷病コードをアフターケア委託費請求内訳書に記入してください。

傷病コード	傷 病 名	傷病コード	傷 病 名
0 1	せき髄損傷	1 1	尿路系腫瘍
	頭頸部外傷症候群等		脳の器質性障害
2 1	（頭頸部外傷症候群）	3 0	（一酸化炭素中毒（炭鉱災害を除く。））
2 2	（頸肩腕症候群）	3 1	（外傷による脳の器質的損傷）
2 3	（腰痛）	3 2	（減圧症）
	尿路系障害	3 3	（脳血管疾患）
2 4	（尿道狭さく及び尿路変向術後）	3 4	（有機溶剤中毒等）
2 5	（代用膀胱造設後）	1 4	外傷による末梢神経損傷
	慢性肝炎	1 5	熱傷
2 6	（HBe抗原陽性及びC型肝炎ウイルス感染）	1 6	サリン中毒
2 7	（HBe抗原陰性）	1 7	精神障害
0 5	白内障等の眼疾患		循環器障害
0 6	振動障害	3 5	（弁損傷及び心膜病変）
0 7	大腿骨頸部骨折及び股関節脱臼・脱臼骨折	3 6	（人工弁置換後）
0 8	人工関節・人工骨頭置換	3 7	（人工血管置換後）
0 9	慢性化膿性骨髓炎	1 9	呼吸機能障害
	虚血性心疾患等	2 0	消化器障害
2 8	（虚血性心疾患）	0 0	炭鉱災害による一酸化炭素中毒
2 9	（ペースメーカ及び除細動器）		

労災保険指定医療機関制度の概要

労災保険指定医療機関制度の概要

1 労災保険指定医療機関制度の目的

労災保険における療養（補償）等給付は、原則として労災病院又は労災指定医療機関における現物給付方式をとっていますが、これが現物給付でなければ、労働災害を被った傷病労働者は療養の費用を自分で前払いし、しかるのちにその費用を当該傷病労働者の所属する事業場を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という）に請求して支払いを受けなければなりませんので、一時的にせよ経済的な負担を蒙ることになります。また、療養を担当した医療機関としても、個々の傷病労働者から直接費用を徴収することになるため、種々の不便や煩雑を招きかねません。

そこで労災保険は、傷病労働者が、労災病院や都道府県労働局長（以下「労働局長」という）が指定した医療機関で療養を受けたときは、その療養に要した費用をこれらの医療機関から直接当該医療機関の所在地を管轄する労働局長（以下「所轄労働局長」という）に請求できる方法を講じています。

これはちょうど、健康保険法によって定められている保険医療機関制度と同様の制度であり、傷病労働者や医療機関が、この制度を利用することによって前記の不便や不都合を免れるばかりでなく、労災医療という公的な医療制度を統一的に運用していくこともできることとなります。

この指定医療機関の制度は、健康保険のような保険医療機関及び保険医という両者の併用方式ではなく、医療機関そのものを指定する制度となっています。

2 労災保険指定医療機関の性格

保険者である政府が傷病労働者に対して行う療養の給付を代行できる医療機関は、労災保険法施行規則第11条第1項の規定によって労災病院と労働局長が指定した医療機関（以下「指定医療機関」という）に限られています。

指定医療機関において傷病労働者の診療に要した費用については、当該指定医療機関と保険者（政府）との間で清算し、労働者負担を生じさせない仕組みになっています。労災医療におけるこのような方式は、公平かつ迅速な保険給付の実施という保険の目的を満たすことにもつながっています。

ところで、この指定医療機関は政府の機関である労働局長が医療機関を指定することによって生まれることとなりますが、労働局長が医療機関を指定する行為は、法的にどのように説明されているのか簡単にふれることにします。

労働局長が医療機関を指定する行為、いいかえれば、労働局長と医療機関との間に結ばれる指定契約については、次のような法的効果を発生させるための手続的行為であると一般的に説明されます。すなわち、政府が傷病労働者について療養の給付を決定した場合には、指定医療機関が政府に対して当該療養に関する診療費償還請求権を取得し、その限度において傷病労働者に対する診療報酬請求権を失うこととなるわけです。したがって、指定医療機関と傷病労働者との関係は、傷病労働者が業務上又は通勤災害による傷病で診療を求めた場合には、当該指定医療機関との間には、いわゆる有償双務契約が成立することとなりますので、傷病労働者が当該診療につき療養の給付請求書を指定医療機関へ提出したときから、当該診療契約は政府の療養の給付を前提として傷病労働者に対する指定医療機関の診療報酬請求権が消滅するという条件付き契約に変わるようになります。

そこで、政府の療養の給付の決定が行われた場合には、前記の条件が満たされたのですから、指定医療機関の当該傷病労働者に対する診療報酬請求権が消滅し、同時に指定医療機関は政府に対する診療償還請求権を取得することになります。

一方、政府の当該傷病労働者に対する療養の不支給決定が行われた場合には、条件が整わなかったのですから、当初の傷病労働者と指定医療機関との診療契約が継続しているとみなされて、傷病労働者が費用負担の義務を負うことになります。

また、指定医療機関からの診療費の請求については、政府は必要と認める範囲内でその費用を支払うことになっていますので、この範囲を超える部分の診療費については、政府から、いわゆる査定が行われる結果、支払われないこととなりますので注意してください。

3 指定医療機関の取扱い

(1) 指定の期間

指定医療機関の指定期間は、所轄労働局長の指定した日から起算して3年間です。

ただし、指定の効力を失う日前6か月～3か月の間に指定医療機関から指定更新の意思のない旨の申出がないときは、指定は自動的に更新されます。

また、医業の廃止等医療機関として存続できなくなったときは、岩手労働局長に、その旨及び廃止等の年月日を届け出なければなりません。

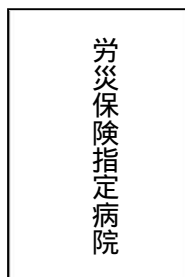
(2) 指定医療機関の取り消し

指定を受けた病院又は診療所が医業を廃止した場合及び指定医療機関側から指定辞退の申出があった場合、さらには労災診療費の請求に不正が認められた場合や他の保険での不正等関係法令に違反した場合等には、指定医療機関の取消しが行われることになります。

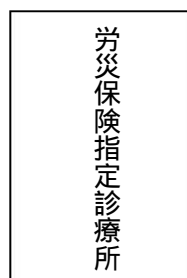
(3) 標札の掲示

所轄労働局長から指定医療機関としての指定を受けた病院又は診療所は、それぞれ下記に示す標札を見易い場所に掲げることになっています。

則様式



(第1号)



(第2号)

文 字 白
地 色 濃紺
横 5.5 センチメートル
縦 10 センチメートル

4 指定契約

指定医療機関の指定は、所轄労働局長が行うことになっていますが、労災保険法上においては、保険者である政府と指定医療機関との関係について具体的な規定がありません。したがって、指定を行うにあたっては、政府の機関である所轄労働局長と指定を受けることとなる医療機関との間で、傷病労働者の診療の方針や内容、診療費の算定方法、その請求方法等の必要な事項を指定契約によりあらかじめ定めておかねばなりません。

具体的には、岩手労働局が定めた「労災保険指定医療機関療養担当規程」により、双方が遵守すべき事項を定めています。

これらの取決めが、所轄労働局長が指定を行い、医療機関がこの指定を受ける場合のいわゆる指定契約の具体的な内容となります。指定医療機関制度が、労災保険法上の療養の給付を行うために設けられている以上、指定医療機関はこの法律に定められた内容及び範囲によって診療等を行うことはもちろんのこと、政府が行うべき療養の給付を政府に代って傷病労働者に行うわけですから、その公的な労災医療の担当者としての諸制約にも従っていただくことになります。

そこで、次に労災保険の指定医療機関として指定された場合に、遵守しなければならない事項について説明します。

5 契約条項

(1) 診療費の算定及び請求方法

労災患者に療養の給付を行った指定医療機関が政府に対して請求する診療費の算定方法や請求方法等は、厚生労働省が定めた「労災診療費算定基準」によって行うことになっています。

(2) 労働基準監督署への連絡

療養の給付を請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、担当医師の診療に関する指示に従わない場合又は不正若しくは不当な説明を強要したような場合には、その診療又は説明を拒否するとともに、速やかに所轄労働基準監督署に連絡して適切な処置をとることが必要です。

(3) 労働局への届出

病院又は診療所において次のような異動があったときは、速やかにその旨とその内容を岩手労働局長あて書面をもって届け出ることになっています。

指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき

名称又は所在地に変更があったとき

診療科名又は病床数に変更があったとき

健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき（施設基準に係るものを除く。）

指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項その他所轄労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

6 労災保険指定医療機関療養担当規程

(最終改正 令和2年8月21日)

第1章 診療の担当

- 第1 任務
- 第2 療養の給付の担当の範囲
- 第3 アフターケア及び外科後処置の担当の範囲
- 第4 療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針
- 第5 受給資格の確認等
- 第6 証明の記載
- 第7 助力
- 第8 診療録の記載及び整理
- 第9 帳簿等の保存
- 第10 通知

第2章 診療の方針

- 第11 診療の一般的方針
- 第12 転医及び対診
- 第13 転医の取扱い
- 第14 施術の同意

第3章 療養の給付に関する診療費の請求

- 第15 診療費の算定方法等
- 第16 診療費の請求手続

第4章 アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求

- 第17 委託費の算定方法等
- 第18 委託費の請求手続

第5章 指定医療機関の取扱い

- 第19 指定期間等
- 第20 表示
- 第21 指定の取消
- 第22 変更事項の届出

第1章 診療の担当

（任 務）

第1 労働者災害補償保険法施行規則（以下「則」という。）第11条の規定に基づき岩手労働局長の指定を受けた病院又は診療所（以下「指定医療機関」という。）は、則第11条第1項の規定により、政府が行うべき療養の給付を政府に代わって行うとともに、労働者災害補償保険法（以下「法」という。）第29条第1項第1号に基づく社会復帰促進等事業としてのアフターケア及び外科後処置を行うものとする。

ただし、アフターケア及び外科後処置については、岩手労働局長からこれらの任務を含む指定を受けた指定医療機関に限る。

指定医療機関は、法の規定によるほか、この規定の定めるところにより、療養の給付を受けることができる者（以下「傷病労働者」という。）の負傷又は疾病についての療養の給付、アフターケア及び外科後処置を担当する。

指定医療機関は、当該指定医療機関において療養の給付、アフターケア及び外科後処置に従事する医師若しくは歯科医師（以下「診療担当医」という。）又は調剤に従事する薬剤師をして前2項の規定を遵守させるものとする。

（療養の給付の担当の範囲）

第2 指定医療機関が担当する療養の給付（政府が必要と認めるものに限る。）の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

前項の規定にかかわらず、船舶内に設置された診療所（以下「船内診療所」という。）において担当する療養の給付の範囲は、前項の1から3までとする。

（アフターケア及び外科後処置の担当の範囲）

第3 指定医療機関が担当するアフターケアの範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 保健指導
- 3 保健のための処置
- 4 検査
- 5 保健のための薬剤の支給

指定医療機関が担当する外科後処置の範囲は、次のとおりとする。

- 1 診察
- 2 薬剤又は治療材料の支給
- 3 処置、手術その他の治療
- 4 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 5 筋電動義手の装着訓練等

（療養の給付、アフターケア及び外科後処置の担当方針）

第 4 指定医療機関及び診療担当医は、次に掲げる方針により療養の給付、アフターケア及び外科後処置を行うものとする。

- 1 診療は、一般に医師又は歯科医師として療養、アフターケア及び外科後処置の必要があると認められる負傷又は疾病に対して行い、的確な診断をもとに、傷病労働者、アフターケア及び外科後処置の対象者（以下「傷病労働者等」という。）の労働能力の保全又は回復上最も妥当適切に行うこと。
- 2 診療に当たっては、懇切丁寧を旨とし、療養、アフターケア及び外科後処置上必要な事項は理解し易いように指導すること。
- 3 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、傷病労働者等の心身の状態を観察し、心理的な効果をも挙げることができるよう適切な指導をすること。

（受給資格の確認等）

第 5 指定医療機関は、傷病労働者等から療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受けることを求められたときは、その者の提出する「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書」又は「療養給付たる療養の給付請求書」（以下「療養給付請求書」という。）によって療養の給付を受ける資格があるか、健康管理手帳によってアフターケアを受ける資格があるか、又は外科後処置承認決定通知書によって外科後処置を受ける資格があることを確認した後診察すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出することができない者であって、療養の給付、アフターケア又は外科後処置を受ける資格があることが明らかな者については、この限りではない。この場合においては、その事由がやんだのち、遅滞なく、療養給付請求書、健康管理手帳又は外科後処置承認決定通知書を提出させること。

傷病労働者から提出された前項の療養給付請求書は、当該療養給付請求書に当該医療機関の名称を記入の上、遅滞なく、傷病労働者の所属する事業場（傷病労働者が船員法第 1 条に規定する船員の場合にあっては当該船員が所属する船員を使用して行う事業。以下同じ。）の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に対し、岩手労働局を経由し、提出しなければならない。

前 2 項の規定にかかわらず、船内診療所において行われた療養の給付に係る療養給付請求書については、本邦に寄港後、遅滞なく、傷病労働者から船内診療所あて提出させた後、岩手労働局長を経由し、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

（証明の記載）

第 6 指定医療機関は、傷病労働者等から「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書」又は「療養給付たる療養の費用請求書」に証明の記載を求められたときは、無償でこれを行うこと。

（助力）

第 7 指定医療機関は、傷病労働者の病状が、看護又は移送の給付が行われる必要があると認めた場合、速やかに当該傷病労働者又はその関係者にその手続を取らせるよう必要な助力をすること。

（診療録の記載及び整理）

第 8 指定医療機関は、傷病労働者等に関する診療録を調製し、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関し、必要な事項を記載しこれを他の診療録と区別して整備すること。

前項の診療録には、前項の事項のほか、次の事項を記載しなければならない。

- 1 診療に関して証明又は診断書の交付を行ったときは、当該証明又は診断書等の概要と交付年月日
- 2 初診時に既往の身体障害が認められたときはその概要

（帳簿等の保存）

第 9 指定医療機関は、療養の給付、アフターケア又は外科後処置に関する帳簿及び書類その他の記録をその完結の日から 3 年間保存すること。ただし、診療録については、その完結の日から 5 年間とする。

（通知）

第 10 指定医療機関は、傷病労働者等が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

- 1 傷病労働者の所属する事業場の保険関係について、疑わしい事情が認められるとき
- 2 負傷又は疾病の原因又は発生状況について、傷病労働者又はその関係者より聴取した事項と療養給付請求書に記載されている事実との間に、重大な相違が認められるとき
- 3 負傷又は疾病が業務上又は通勤によるものと認めることに疑いのあるとき
- 4 負傷又は疾病の原因が事業主又は労働者の故意又は重大な過失によるものと認められるとき

指定医療機関は、傷病労働者等又はその関係者が次の各号の一に該当する場合には、その診療又は証明を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長又は健康管理手帳及び外科後処置承認決定通知書を交付した都道府県労働局長に通知すること。

- 1 療養の給付、アフターケア若しくは外科後処置を請求した者又はその関係者が詐欺その他不正な行為により、診療を受け若しくは受けようとし又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたとき
- 2 療養の給付、アフターケア又は外科後処置を請求した者が、正当な事由がないにもかかわらず、診療担当医の診察に関する指示に従わないとき
- 3 不正又は不当な証明を強要したとき

第 2 章 診療の方針

（診療の一般方針）

第 11 診療担当医の診療は、第 4 及び第 12 から第 14 までの規定によるほか、次に掲げるところによるものとする。

- 1 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法、その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に、必要の程度において行うこと。
- 2 医学上一般に医療効果の不明又は認められない特殊な療法又は新しい療法は、これを行わないこと。
- 3 健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外の医薬品は、原則として施用し又は処方しないこと。ただし、傷病労働者の病状によりその必要が認められ、かつ、この効果が明らかに期待できると認められる場合には、この限りでないこと。
- 4 収容の指示は、療養上必要があると認められた場合のみ行い、収容を必要とした療養上の理由が

なくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。

5 アフターケアは、アフターケア実施要領に定める範囲内で行うこと。

6 外科後処置は、外科後処置実施要綱に定める範囲内で行うこと。

（転医及び対診）

第 12 診療担当医は、傷病労働者等の負傷又は疾病が自己の専門外にわたるものであるとき又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又は他の診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

（転医の取扱い）

第 13 診療担当医は、傷病労働者が他の医療機関に転医を希望する場合には、当該傷病労働者の診療について、次に掲げる事項を記載した文書を当該傷病労働者又はその関係者に交付し、転医後の医師又は歯科医師に提出するよう指示すること。

1 傷病労働者の氏名、年齢及び性別

2 傷病の部位及び傷病名

3 初診時における負傷又は疾病の状態（初診時において既往の身体障害が認められたものについては、その概要も記載すること。）及び傷病の経過の概要（手術又は検査の主要所見と病状の概要）

診療担当医は、他の医療機関から転医してきた傷病労働者等について、その病状から必要がある場合には、転医前の医療機関に対して当該傷病労働者にかかわる転医前の診療の経過に関する文書を求めるものとする。

（施術の同意）

第 14 診療担当医は、傷病労働者の負傷又は疾病が自己の診療行為を必要とする症状であるにかかわらず、みだりに施術業者の施術を受けることに同意を与えてはならない。

第 3 章 療養の給付に関する診療費の請求

（診療費の算定方法等）

第 15 指定医療機関が、療養の給付に関し政府に請求することを得る診療費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

政府は、指定医療機関から療養の給付に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（診療費の請求手続）

第 16 指定医療機関は、第 15 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を労働者災害補償保険診療費請求書に診療費請求内訳書を添付して、岩手労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

1 労働者の業務外の負傷又は疾病についての診療

2 労災保険法第 12 条の 2 の 2 の規定により療養の給付の制限を行う旨所轄労働基準監督署長から通知があった後における診療

3 政府が必要と認めるものを超えた診療

前項本文の規定にかかわらず、船内診療所にあつては、行った診療について、本邦に寄港後、遅滞なく、労働者災害補償保険診療費請求書を管轄労働局長に提出すること。

第 1 項の労働者災害補償保険診療費請求書及び診療費請求内訳書は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 4 章 アフターケア及び外科後処置に関する委託費の請求

（委託費の算定方法）

第 17 指定医療機関が、アフターケア及び外科後処置に関し政府に請求することを得る委託費の額は、別に定めるところにより算定するものとする。

政府は、指定医療機関からアフターケア及び外科後処置に関する費用の請求書が提出されたときは、別に定めるところにより審査を行いこれを支払うものとする。

（委託費の請求手続）

第 18 指定医療機関は、本規程に基づいて行ったアフターケア及び外科後処置に要した費用を請求しようとするときは、第 17 の規定により算定した毎月分の診療費用の額を、アフターケアについては労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書にアフターケア委託費請求内訳書を、外科後処置については外科後処置委託費請求書に内訳書を添付して岩手労働局長に提出すること。

ただし、指定医療機関が行った次に掲げる各号の一に該当する診療については、それに要した費用の全部又は一部を支払わない。

- 1 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病以外の負傷又は疾病についての診療
- 2 アフターケアの健康管理手帳に記載された疾病に係る政府が必要と認める診療を超えた診療
- 3 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容以外についての診療
- 4 外科後処置承認決定通知書に記載された処置内容に係る政府が必要と認める診療を超えた診療

前項の労働者災害補償保険アフターケア委託費請求書、アフターケア委託費請求内訳書及び外科後処置委託費請求書等は、厚生労働省労働基準局長が定めた様式によるものとする。

第 5 章 指定医療機関の取扱い

（指定期間等）

第 19 則第 11 条の規定による指定医療機関の指定は、指定日から起算して 3 年を経過したときはその効力を失うものとする。ただし、指定の効力を失う日前 6 月より同日前 3 月までの間に指定医療機関から別段の申し出がないときはその指定はその都度更新されるものとする。

また、医業の廃止、休止又は指定の辞退により指定医療機関としての資格の存続ができなくなったときは、指定医療機関の指定及び指定取消事務準則の別紙様式第 7 号「労災保険指定医療機関休止・辞退届」(24 頁)により、岩手労働局長に届け出るものとする。

（表 示）

第 20 指定医療機関は、則様式第 1 号又は第 2 号による標札を見やすい場所に掲げること。

（指定の取消）

第 21 指定医療機関が、次の各号の一に該当する場合においては、岩手労働局長は、その指定を取り消すことができる。

- 1 診療費用の請求に関し、不正行為があったとき
- 2 関係法令及び本規程に違反したとき

前項により指定の取消しを受けた医療機関の開設者が当該決定に不服のあるときは、決定の通知を受けた日から 60 日以内に岩手労働局長に再調査を申し出ることができる。

（変更事項の届出）

第 22 指定医療機関の開設者は、次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、速やかにその旨及びその年月日を岩手労働局長に届け出なければならない。

- 1 指定医療機関の開設者又は管理者に異動があったとき
- 2 名称又は所在地に変更があったとき
- 3 診療科目又は病床数に変更があったとき
- 4 健康保険診療報酬の算定に関する届出事項等に変更があったとき（施設基準に係るものを除く）
- 5 指定申請の際に提出した医療機関施設等概要書に記載した重要事項その他岩手労働局長が必要と認めた事項に変更があったとき

7 変更事項等の届出について

○ 労災指定病院等登録（変更）報告書（診機様式第 20 号、第 21 号）（20 頁、21 頁）

指定医療機関の名称、代表者、口座番号等に変更がある場合は、遅滞なく岩手労働局に提出して下さい。

注 1 変更報告の場合は、変更された項目のみ記入して下さい。ただし、「預金の口座番号」を変更するときは、「振込金融機関名」、「振込店舗名」、「預金種別」及び「口座名義人」も必ず記入して下さい。

注 2 裏面の「提出年月日」、「指定病院等の名称」及び「代表者の氏名」を、必ず記名又は署名して下さい。

○ 東北厚生局長への届出事項に関する報告書（22 頁）

診療費算定に係る東北厚生局長届出事項に変更があった場合（施設基準に係るものを除く）は、「東北厚生局長への届出事項に関する報告書」に東北厚生局長からの報告受理通知書の写を添付して、岩手労働局に報告して下さい。

○ 労災保険・入院室料加算額（変更）報告書（23 頁）

傷病労働者の症状が重篤である等一定の算定要件に該当する場合には、1 日につき個室 9,900 円、2 人部屋・3 人部屋 4,950 円、4 人部屋 3,960 円を限度として医療機関が表示している金額で入院室料加算額を算定することができます。（詳細は 31 頁参照）

入院室料加算額を算定する部屋がある場合又は当該室料の表示金額に変更がある場合は「労災保険・入院室料加算額（変更）報告書」により当該病室が分かる平面図又は配置図を添付し、岩手労働局に報告して下さい。

注 1 入院室料加算の算定要件については、「指定医療機関事務必携（2 の 2）」（入院室料加算）を参照して下さい。

注 2 医療機関が表示している金額とは、入院患者等に対し病院内で掲示している室料金額をいいます。

帳 票 種 別 34561		労災指定病院等登録(変更)報告書		裁			
①指定番号：新規登録の場合は無記入 ※新規登録の場合は職員が記入します。		②指定コード 1…労災指定医療機関のみ 3…二次健診等給付医療機関のみ 5…労災指定医療機関及び二次健診等給付医療機関		③変更コード 無記入…新規に登録するとき 1…追加(労災指定医療機関又は二次健診等給付医療機関として登録済) 3…登録している内容を変更するとき 5…登録を取消するとき 7…指定取消年月日を取消するとき			
④医療機関名(カタカナ)：法人の種類と名称の間は1字あけて記入してください。また、左詰めで右端の枠まで続けて記入して下さい。		⑤(ツヅキ)		⑦医療機関名(漢字)：法人の種類と名称の間は1字あけて記入してください。また、左詰めで右端の枠まで続けて記入して下さい。		⑧(つづき)	
⑥代表者の氏名(カタカナ)：姓と名の間は1字あけて記入して下さい。		⑨代表者の氏名(漢字)：姓と名の間は1字あけて記入して下さい。		⑩局コード		⑪形態別	
⑪郵便番号		⑫電話番号：左詰めで記入してください。また、市外局番、市内局番及び番号の間に(ー)(ハイフン)を記入してください。		⑬所在地(カタカナ)：市郡区から記入して下さい。また、左詰めで右端の枠まで続けて記入して下さい。		⑭(ツヅキ)	
⑮(ツヅキ)		⑯(ツヅキ)		⑰所在地(漢字)：左詰めで右端の枠まで続けて記入して下さい。		⑱(つづき)	
⑲一括コード (労災指定医療機関) 一括…1 取消…3		⑲一括番号(労災指定医療機関)		⑲指定年月日(労災指定医療機関) 元号 年 月 日 ※ 1～9日は右へ 1～9日は右へ 1～9日は右へ		⑲指定取消年月日(労災指定医療機関) 元号 年 月 日 ※ 1～9日は右へ 1～9日は右へ 1～9日は右へ	
⑲一括コード2 (二次健診等給付医療機関) 一括…1 取消…3		⑲一括番号2(二次健診等給付医療機関)		⑲指定年月日2(二次健診等給付医療機関) 元号 年 月 日 ※ 1～9日は右へ 1～9日は右へ 1～9日は右へ		⑲指定取消年月日2(二次健診等給付医療機関) 元号 年 月 日 ※ 1～9日は右へ 1～9日は右へ 1～9日は右へ	
口座関係1(労災診療費)		振込金融機関名 銀行 金庫 組合		振込店舗名 本店 支店 代理店 出張所		⑲金融機関コード 金融機関コード 店舗コード ※	
⑲預金種別 普通…1 当座…3 通知…5 別段…7		⑲預金の口座番号(左ゾメ)		⑲口座名義人(カタカナ)：法人の種類と名称の間は1字あけて記入してください。また、左詰めで右端の枠まで続けて記入して下さい。		⑲(ツヅキ)	

※印の欄は記入しないでください。（職員が記入します。）

◎裏面の注意事項をよく読んだ上で、記入して下さい。

提出の際折り曲げる場合には中央で切り離し(▶)の所を谷に2つ折りにして下さい

※印の欄は記入しないでください。（職員が記入します。） ◎裏面の注意事項をよく読んだ上で、記入して下さい

労災指定番号	0	3					
--------	---	---	--	--	--	--	--

東北厚生局長への届出事項に関する報告書

令和 年 月 日

岩手労働局長 殿

医療機関名称 _____

代表者氏名 _____

当院の施設基準等について下記のとおり（変更）報告します。

記

届 出 事 項	受 理 番 号	算定開始年月日	備 考
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	
	第 号	令和 年 月 日	

注 廃止した場合は備考欄に「廃止」と記入して下さい。

労災指定番号	0	3					
--------	---	---	--	--	--	--	--

労災保険・入院室料加算額（変更）報告書

令和 年 月 日

岩手労働局長 殿

医療機関名称 _____

代表者氏名 _____

入院室料の加算額を、下記のとおり
 新規に定めた
 変更したので報告します。

記

種 別	病 室 番 号	旧料金（１日につき）	新料金（１日につき）	算定開始年月日
個 室		円	円	令和 年 月 日
２人部屋		円	円	令和 年 月 日
３人部屋		円	円	令和 年 月 日
４人部屋		円	円	令和 年 月 日
入院室料加算額の消費税の取扱い			外税・内税・徴収しない	

労災保険指定医療機関休止・辞退届

病院（診療所）	指定番号							
	名 称							
	所在地							

上記の病院（診療所）について、下記の理由により労働者災害補償保険法施行規則第 11 条第 1 項の規定による病院（診療所）としての指定を休止・辞退したく届出いたします。

休止・辞退年月日	令和 年 月 日
休止・辞退する理由	
休 止 予 定 期 間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

令和 年 月 日

岩手労働局長 殿

開設者 住所 _____
氏名 _____

指定医療機関における労災診療の 具体的取扱い

指定医療機関における労災診療の具体的取扱い

1 診療に先立つ留意事項

(1) 受給資格の確認（「療養給付請求書」）

健康保険その他の社会保険関係の患者が医療機関を訪れて診療を求めたときは、その医療機関では、診療に先立って、その患者が保険診療を受ける資格のある患者であるか否についての確認をするために、被保険者証（健康保険の場合）や共済組合員証（国家公務員等共済組合の場合）等の提示を求めますが、これと同じように、労災保険指定医療機関は傷病労働者から診療を求められたときは、その労働者が労災保険の適用を受ける事業場の労働者であり、かつ、診療を求めている傷病が業務上の事由又は通勤によって生じた傷病であることを確認する必要があります。このような確認を行うにあたって傷病労働者に提出を求める書類が「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書」（告示様式第5号（37頁）又は第16号の3。以下「療養給付請求書」といいます。）です。

したがって、指定医療機関の診療を受けようとする傷病労働者は、必ずこの「療養給付請求書」を持参することになっています。しかしながら、緊急を要する患者の場合には事前に提出させることが困難な場合もあります。そのような場合には、「療養給付請求書」の提出を待たずに診療を行わなければならないわけですが、指定医療機関としては、この「療養給付請求書」の提出を受けて初めてその患者の診療を労災保険で行えるか否かを判断できるわけですから、後刻できるだけ早い時期、遅くとも当日か翌日までにその提出を求める必要があります。また、これを傷病労働者に督促することが困難な場合には、その事業場の関係者に督促することも必要になります。

(2) 「療養給付請求書」が提出されたら

まず、次の2点を確認する必要があります。

傷病労働者の事業場が労災保険の適用事業場であること。

提出された「療養給付請求書」に「労働保険番号」が書かれており、事業主の記名又は署名のあるものは、一応労災適用事業場の労働者であるとみなして取り扱って差し支えないでしょう。

傷病労働者の傷病が業務上の事由又は通勤によって生じたものであること。

例えば当該傷病労働者の傷病が業務上であるためには、その災害と傷病との間に相当因果関係がなければなりません。そのために、その災害（傷病）は、労働者が業務遂行中に業務に起因して発生したものであるかどうか等を判断して決定することになっています。

その資料となるのが、「療養給付請求書」の「災害の原因及び発生状況」欄の記載内容です。

したがって指定医療機関としては、傷病労働者又は付添者等の申し立てる災害の発生状況、原因等と「療養給付請求書」に記載証明されている事実との間に食い違いがないかどうか、上記の要件を満たすかどうかを確認し、万一発生状況等に食い違いがある等不審なものについては、速やかに所轄労働基準監督署に連絡する必要があります。

(3) 転医及び傷病（補償）等年金受給者

転 医

すでに、指定医療機関において療養の給付を受けている傷病労働者が、帰郷等の理由で他の指定医療機関へ「転医」するときは、「療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等（変更）届」（告示様式第6号（38頁）又は第16号の4。以下「指定病院等（変更）届」といいます。）を新たに療養を受けようとする指定医療機関を経由して、所轄労働基準監督署長へ提出しなければなりません。

したがって、転医先の指定医療機関は窓口において必ずこの届書の提出を求めることになります。

ただし、非指定医療機関から指定医療機関へ転医する場合は、「指定病院等（変更）届」ではなく、「療養給付請求書」を指定医療機関の窓口へ提出することになりますので、注意して下さい。

傷病（補償）等年金受給者

給付の対象となる傷病について療養の開始後1年6か月を経過しても治ゆせず、障害の程度が厚生労働省令で定める傷病等級に該当する場合には、傷病（補償）等年金の受給者へ移行することになりますが、当該傷病労働者の療養補償は引き続き継続されることになっています。したがって、傷病（補償）等年金へ切りかわることとなる傷病労働者については、特に受給資格の問題は生じてきませんが、傷病（補償）等年金の受給権者が療養（補償）等給付を受ける手続きとして、と同様に「指定病院等（変更）届」を、現に療養を受けている指定医療機関を経由して所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

なお、により診療を求めてきた傷病労働者が労災保険から療養（補償）等給付を受ける資格がある者であることの確認ができたなら、当該傷病労働者から提出された「指定病院等（変更）届」は、その傷病労働者の変更後の第1回目の診療費請求内訳書に添付して所轄労働基準監督署長に提出しなければなりません。

2 労災診療方針

傷病労働者の療養の給付を担当する指定医療機関は、原則として次の方針により診療を行う必要があります。

診療は、一般に医師又は歯科医師として療養の必要があると認められる傷病に対して行い、的確な診断をもととし、傷病労働者の労働能力の保全又は回復上最も妥当かつ適切な診療を行うこと。

診療にあたっては、懇切丁寧を旨とし、療養上必要な事項は理解し易いように指導すること。

診療にあたっては、常に医学の立場を堅持し、患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をもあげることができるよう適切な指導をすること。

療養の給付を請求した者、又はその関係者が詐欺その他の不正な行為により診療を受け若しくは受けようとし、又は診療を受けさせ若しくは受けさせようとしたときや、療養の給付を請求した者が正当な事由がないにもかかわらず、診療に関する指示に従わないときは、その診療を拒否するとともに、速やかにその旨を所轄労働基準監督署長に通知すること。

(ア) 診察、薬剤又は治療材料の支給、処置、手術、理学療法その他の治療は、一般に療養上必要があると認められる場合に必要の程度において行うこと。

(イ) 医学上、一般に医療効果が不明又は認められない特殊な療法あるいは新しい療法はこれを行わないこと。

(ウ) 使用医薬品は健康保険法の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの以外は、原則として使用又は処方しないこと。

(エ) 入院の指示は療養上必要があると認められる場合のみ行い、入院を必要とする療養上の理由がなくなったときは、直ちに退院の指示を行うこと。

傷病労働者の傷病が自己の専門でないとき、又はその診療について疑義があるときは、他の指定医療機関に転医させ、又はその診療担当医の対診を求める等診療について適切な措置を講ずること。

3 診療録の記載・整備

健康保険においては、「保険医療機関及び保健医療費担当規則」により診療録の記載及び整備並びに帳簿等の保存が義務づけられていますが、労災保険においても、これに準じて取り扱うことになります。

とりわけ、労災医療では、その性格上単に傷病部位を治療するという事に止まらず、積極的な身体機能の回復・填補を図らなければなりません。このため、傷病の発生原因、災害状況、初診時の症状所見等を正確に把握し、記録・整備して治療の各段階における基礎資料にすることも大切であり、また、これらの記録は、当該傷病に係る業務上外の判定あるいは障害等級の認定を行うときの有力な判断材料となります。そこで、特に次の事項については必ず記録・整備するよう協力していただく必要があります。

(1) 傷病の発生状況について

初診時に傷病労働者より次の事項を聴き取り、その要点を診療録に記載して下さい。

負傷（発病）の年月日、時刻及び場所

負傷（発病）時の作業状況及び発生原因等

負傷（発病）の部位及び程度並びに初期症状所見

以上の点について、傷病労働者の申し立てによる災害発生の状況と傷病部位、傷病の状態等との関連性に不審がある場合は、直ちに所轄労働基準監督署に連絡して下さい。

(2) 既存障害の有無について

初診時には、傷病労働者に既存の障害がないかどうか必ず確認して下さい。

傷病労働者の身体に既存障害がある場合には、それが業務上であるか否かを問わず次の事項を聴取して記録して下さい。

イ 負傷（発病）の年月日

ロ 障害の部位及び程度

既存の障害が当該傷病と同一部位にある場合は、既存障害の程度等を聴取して記録して下さい。

4 自動車事故等第三者の行為による災害の取扱い

労災保険では、業務上の事由又は通勤による災害を被った労働者及びその遺族等に対して各種の保険給付が行われますが、このような災害のなかには、交通事故や他の事業場の建物・設備、その他第三者の行為が原因となって生ずる場合が少なくありません。

このように、第三者の加害行為によって生じた業務災害又は通勤災害を労災保険では「第三者行為災害」と呼んでいます。

この第三者行為災害の場合には、労災保険に対して保険給付の請求ができることはもちろんのこと、同時に、ほとんどの場合が民法上の不正行為にあたることになりますので、被災労働者又はその遺族等は、加害者である第三者に対しても民法上の損害賠償を請求することができることになっています。

ところが、このような場合に第三者からの損害賠償の内容と労災保険の保険給付の内容とが重複する部分（例えば療養費や休業による賃金そう失分等）がありますので、仮に損害賠償と保険給付の両方がそのまま支払われることになると、被災労働者は同一の災害から二重に損害の填補を受けることとなり、実際の損害額以上に填補されるという不合理な結果が生じてきます。

このようなケースは、業務遂行中又は通勤途上の交通事故のような場合に多く見受けられます。といいますのは、この場合には、自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済（以下「自賠責保険等」といいます。）からも、治療費、休業損害額、後遺障害による損害額等について保険金が支払われることとなり、これらの大部分は労災保険給付と重複するわけです。

そこで、労災保険においては、次のような取扱いをすることによってこの調整を図ることにしています。

(労災保険法第 12 条の 4)

保険給付の原因である事故が第三者の行為によって生じた場合に、先に労災保険から被災労働者に対して保険給付したときは、政府は、保険給付の価額の限度で、被災労働者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得し、直接第三者に対して求償します。

これとは逆に、労災保険から保険給付する前に、被災労働者が同一の事由によって、先に第三者から損害賠償を受けた場合には、政府は、保険給付に際し、保険給付すべき額からその損害賠償額を差し引いて支給します。

被災労働者は、第三者から先に損害賠償を受けるか、それとも労災保険から先に保険給付を受けるかは自由ですが、第三者行為災害の大半である自動車事故による災害の場合には、労災保険と自賠責保険等双方の機関との協議の上、次のとおり取り決めています。

イ、原則として自賠責保険等の方から先に支払う。

ロ、被災労働者が労災保険の給付を希望した場合は、労災保険の給付を先に行う。

このような取扱いをした理由は、自賠責保険を先行しますと、仮渡金支払制度や内払金制度を利用することにより、損害賠償額の支払が事実上すみやかに行われることがあり、加えて、自賠責保険の給付内容が労災保険の給付内容より幅が広いことから、自賠責保険の支払を先に受け、支払の限度額を超えたときから労災保険で給付することとした方が、被災労働者にとって有利な場合が多いからです。

そこで、第三者の行為によって業務災害又は通勤災害を受けた労働者の初診の際は、以後の損害賠償の責任問題が生じますので、加害者の住所氏名、所属事業場、事業主等を診療録に記載しておく必要があります。

(1) 自賠責保険先行の場合

自賠責保険の支払限度額を超えた診療費について、労災保険に請求するときは「療養の給付請求書」を添付したうえ「初回請求分」として請求して下さい。

(2) 労災保険先行の場合

労災保険からの給付を受傷当時から受けることを被災労働者が希望したときは、所轄労働基準監督署において調査のうえ、支給・不支給を決定しますが、労災保険へ請求した以後において自賠責保険への請求は一切しないで下さい。

なお、自賠責保険等の給付限度額は次の表のとおりです。

自賠責保険等の給付限度額

どの場合	どの損害	限度額	内 容		
死亡の場合	死亡による損害につき	3,000 万円	葬儀費..... 100 万円 逸失利益..... 定められた計算式で算定した額 死亡本人慰謝料..... 400 万円 遺族慰謝料..... 実情に応じて定額		
	死亡に至るまでの損害につき	120 万円	治療関係費	治療期間の補償費	慰謝料 1 日 4,300 円 1 日 6,100 円 収入減が 6,100 円以上のときはその収入減の実額。 ただし、1 日 19,000 円を限度とする。
障害の場合	負傷が治るまでの損害につき	120 万円	治療関係費	治療期間の補償費	慰謝料 1 日 4,300 円 1 日 6,100 円 収入減が 6,100 円以上のときはその収入減の実額。 ただし、1 日 19,000 円を限度とする。
	負傷が治った後の後遺障害につき	4,000 万円から 75 万円まで	後遺障害による逸失利益と慰謝料分とが障害等級に応じて区分されている。		

5 指定医療機関における療養の範囲

指定医療機関に診療を求めてきた労働者について労災患者であることの確認が済みますと、はじめて労災保険における療養の給付が行われることになります。

労災保険法はその第 13 条（業務災害）、第 20 条の 3（複数業務要因災害）又は第 22 条（通勤災害）で、労災保険で給付される療養の範囲は、次に掲げるものであって、「政府が必要と認めるものに限る」とことと定めています。（以下、業務災害を中心に説明します。）

診 察

薬剤又は治療材料の支給

処置、手術その他の治療

居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

移 送

これらの項目は、健康保険法で定める給付の範囲と全く同じです。

このうち、指定医療機関が扱う療養の給付、すなわち、現物給付の範囲は、の「診察」から「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」までであり、の「移送」が含まれないことも健康保険の場合と同様です。したがって、指定医療機関の行う療養の給付になじまない性格の付添看護と移送については、その費用を傷病労働者に直接現金給付する取扱いとなっています。

このように、労災保険で給付する療養の範囲の項目は健康保険の場合と同様ですが、具体的な範囲については必ずしも同じではありません。すなわち、労災保険法第 13 条には、療養補償給付の範囲は前記の

診察から移送までの項目について「政府が必要と認めるものに限る」とされており、この政府が必要と認めるものの範囲がとりまなおさず労災保険法上の療養の範囲であるわけです。

ところで、ここでいう「政府が必要と認めるもの」とは、

- (ア) 現在の医学において療養上一般に必要と認められるもの
- (イ) 治療効果が医学上一般的に必要と認められるもの
- (ウ) 治療内容が適正なもの

ということになります。

具体的にいいますと、実験段階や研究的過程にあるものは療養の範囲に含まれません。

また、一般的に認められた治療を施す場合であっても、当該症状が固定し、もはやこれ以上の医療効果が期待できない場合（このような場合、労災保険では「治ゆ」として扱います。）には給付の対象とはなりません。さらに、医療効果が期待できるものであっても、その治療内容が適正を欠くもの（例えば濃厚診療等）も療養の範囲をこえることになります。行われた診療が過剰診療や傾向診療であるか否かについては、具体的な個々の診療につき通常考えられる診療の程度を超えたものであるか否かを医学常識に照らして判断することになります。

最後に、傷病に対する単なる予防的な措置や傷病の治ゆ後における肉体的機能回復のための外科的療法等は、療養上の相当性がないとされています。

前段の予防的な措置が療養上相当性を欠くことはいうまでもありませんが、後段の治ゆ後における肉体的機能回復のための療養は、労災保険法では別に社会復帰促進等事業として行なわれることになっており、ここにいう療養補償給付とは区分されています。

労災保険法上の療養の範囲—指定医療機関が扱う療養の範囲—については以上概説したとおりですが、次に、この療養の範囲のうち診療行為について説明することにします。

(1) 診 察

診察には、初診、往診、再診のほか、診断上必要な諸検査、レントゲン等による診断等が含まれます。また、医学上対診を必要とする場合の対診も同様です。

いうまでもなく、正しい治療は的確な診断に基づいて行われなければなりません。傷病労働者の診断は、その結果が当該傷病の業務上外を判断する資料となることが多いので、特に重要な役割をもっています。

診察の結果、労働者の傷病が診断を行った医師の専門外であるときや医療機関ではその傷病に対して十分な治療ができないと判断されるときは、傷病労働者にその傷病の診療にふさわしい専門医を紹介する等の方法によって最善の診療を受けられるように患者を指導することが必要です。また、傷病労働者の診療について疑義があるときは、他の専門医の対診を求める等の方法によって、的確な診断のもとに診療することも必要となります。

初 診

初診にあたっては、次の事項について留意する必要があります。

- (ア) 診断の重要な基礎となる災害の発生原因等について患者から聴取した事項は、できるだけ詳細に診療録に記録すること。
- (イ) 既存傷病の有無、程度については十分確認するとともに、必ずその事実を診療録に記録すること。
- (ウ) 手指を切断した傷病労働者を診断した場合には、必ずX線写真等を撮影すること。

これらのことを記載した診療録は、後になってその傷病が業務上の事由によるものであるか否かについて疑義が生じたときその判断のための資料になり、また、不正受給の防止や発見に極めて重要な資料となります。

再 診

通院患者については、初診時以降 2 度目の診療から再診になるわけですが、再診時には特に次の事項に留意する必要があります。

- (ア) 傷病労働者の労働能力の保全又は回復上最も妥当、適切な治療計画の見直し設定を行うこと。
- (イ) そのために、傷病労働者に対して療養上、あるいは日常生活動作上の適切な指導を行い、あわせて患者の心身の状態を観察し、心理的な効果をもあげることができるよう配慮すること。
- (ウ) 急性症状が消退し安定期に入った傷病労働者や療養期間が長期にわたる傷病労働者については、治ゆの状態にないかどうかの判断に留意し、漫然と対症療法を与えることによって傷病労働者の職場復帰をいたずらに遅延させないように配慮すること。

往 診

往診というまでもなく、医師又は歯科医師が患者の自宅等に赴いて診療することですが、往診が認められるのは、その患者が重篤で緊急を要し、自ら医師のところに診療を求めに行くことができない等居宅において療養を受ける状態にある場合に限られ、単なる傷病労働者の希望に応じて往診をするようなことは認められません。なお、傷病の状態が重篤で医師が常時監視を要し、随時適切な処置を要すると認められる場合には直ちに入院の指示を行って入院させるようにする必要があります。

(2) 検査・画像診断

検 査

検査は、診断を下す場合や治療計画作成のうえで重要な役割を果たすものですので、慎重に、かつ、適正な検査を実施する必要があります。

特に、最近では有害な化学物質等による疾病等の新しい型の職業性疾患が増加していますので、このような疾病については、特に慎重な検査を行う必要があります。

また、振動障害患者については、的確な診断を行えるよう特に検査項目・料金を労災保険独自に定めています。

なお、これらの検査は診療上必要と認められる範囲に限られておりますので、留意する必要があります。

画像診断

イ X線診断

X線写真の撮影についても検査と同様に診療上必要の限度ということになります。

なお、使用フィルムの大きさ、枚数、撮影方法、撮影回数等については、傷病の状態に照らして過剰撮影とならないよう注意が必要です。

ロ コンピューター断層撮影診断

コンピューター断層撮影診断は、X線写真に比べ精度が高く、特に頭部障害診断等には成果を示していますが、従来のX線撮影等で十分に的確な診断が行えるような症状部位に対するCTや医学的にみて必要と認められる限度を超えるものは認められませんので、注意が必要です。

(3) 投薬・注射

社会保険診療における投薬、注射の場合の使用医薬品については、厚生労働大臣告示による薬価基準に記載されているものに限り認められており、これに未収載の医薬品については仮に薬事審議会の承認を経て、一般市販が認められている医薬品であっても、保険の対象にはなりません。

労災診療における取扱いもこれに準じていますので、原則的には薬価基準に収載されている医薬品の範囲内で治療することとなります。

(4) 治療用材料及び装具

労災保険で支給の対象となる治療用材料及び装具は、傷病労働者の傷病の治療の遂行上必要な範囲のものに限られています。

その範囲も健康保険で支給の対象とされているものは、労災保険においても認めています。それ以外にも労災保険独自にその必要性を認めているものがいくつかあります。

* 治療用材料及び装具の詳細については、「指定医療機関事務必携(2の2)」「治療用材料及び装具」を参照して下さい。

(5) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護（訪問看護）

傷病労働者が居宅において療養に伴う看護を必要とする場合には、訪問看護の対象となりますが、この場合には、次の要件を満たす必要があります。

傷病労働者が、重度のせき髄・頸髄損傷患者及びじん肺患者等、症状が安定又はこれに準ずる状況にある者であること。

傷病労働者が、居宅において保健師、看護師、準看護師、理学療法士及び作業療法士が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要する者であること。

傷病労働者の診療を担当した医師が、訪問看護事業者に対して訪問看護の指示をしていること。

(6) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（入院）

患者を病院又は診療所に収容して診療を行うことを入院といいますが、この入院の指示は療養のために入院が必要と認められる場合に限られます。

療養のために必要な入院であるか否かは個々の症例について慎重な検討を要しますので、一概にはいえませんが、常に医学上の立場からその要否は決定されなければならないのは当然のことです。

入院が療養上必要と認められるのは、一般的に次のような場合です。

傷病の状態が重篤で、常に医師の監視の下に随時適切な処置を要すると認められるとき

入院しなければその傷病に必要な処置、手術等が実施できないと認められるとき

歩行不能又は著しく歩行困難であるために通院に支障をきたすと認められるとき

歩行は可能であるが、通院することにより傷病が悪化するおそれがあると認められるとき

入院は前述の場合のように医学的な立場からみて療養上必要な場合に限り認められるものですから、次のような場合の入院は認められません。

患者の個人的な都合による入院、例えば、その患者が単身者であるとかあるいは単に宿舎がないという理由による入院

地理的な事情による入院、例えば通院に長時間を要するとかあるいは交通が不便であるためだけの理由による入院

手指等の軽度の負傷で技術的に高度の治療を行う必要のない場合のような入院

しばしば外泊するような患者の入院

患者の強要による入院

入院中の患者が外泊することがしばしばありますが、入院そのものが前にも述べましたように療養上必要と認められる場合に限り行われるものですから、原則として入院中の労災患者に外泊を認めることは適当でないばかりでなく、外泊が可能であるような患者は入院の必要性についても疑問があります。しかし、どうしても外泊することが必要な場合も皆無ではないかもしれませんので、このような場合の外泊については、必要最小限の期間について承認を与えることもやむをえないでしょう。

なお、この外泊期間中の入院料は健康保険と同様に入院基本料の15%又は特定入院料の15%の請求

が認められることとなっています。また、入院期間は医学的な見地から療養上必要と認められる期間に限られるものですから、患者のいい分だけに左右されることのないように常に厳正な判断による措置が望まれます。また、傷病が治癒するまで入院している例もありますが、一般には傷病が軽快し、通院が可能になった患者は退院させて通院療養に切り換えるべきです。

患者の傷病の状態からみて、もはや入院の必要性がないと認められるに至ったときは、直ちにその旨を患者に知らせるとともに、診療録に「入院不要告知済み」(年月日)と記入しておく必要があります。

なお、入院が不要になった旨を知らせても退院を拒む患者がいるときは、速やかに所轄労働基準監督署等に連絡して、適切な処置を講ずることが必要です。

傷病労働者の入院室の取扱いについては、通常一般の患者が入院する場合の入院室＝普通室が標準となります。

しかしながら、傷病労働者の症状が重篤である等一定の算定要件に該当する場合には、1日につき個室 9,900 円、2 人部屋 4,950 円、3 人部屋 4,950 円、4 人部屋 3,960 円を限度として医療機関が表示している金額にて算定することができますが、このことは決して入院室料加算を無制限に認める趣旨ではないことはいふまでもありません。したがって、入院療養の途中で算定要件に該当しなくなったような場合には、速やかに普通室へ移す等の適切な処置をとるよう留意して下さい。

なお、入院室料加算の算定基準については「指定医療機関事務必携(2の2)」(入院室料加算)を参照して下さい。

6 看護の取扱い

看護料の支給対象となる看護とは、傷病労働者が指定医療機関等において入院療養を受ける際に、当該医療機関に勤務する看護師や准看護師等(以下「院内看護担当者」といいます。)によって行われる看護というのではなく、傷病労働者の症状等から判断して医師が治療上必要と認め、院内看護担当者以外の外部の者によって行われる看護、いわゆる付添看護のことをいいます。

したがって、傷病労働者の症状等からみて看護を付ける必要がなく、傷病労働者自身の単なる入院生活上の不自由や不便等を補うために看護担当者を雇い入れても、これは保険給付の対象とはなりません。また、傷病労働者の症状が次に述べます看護料の支給要件のいずれにも該当しなくなった場合は、それ以降の付添看護についての費用も支給されません。

労災保険における付添看護とは、次に述べます「特別労災付添看護」です。

なお、平成 18 年 4 月の健康保険診療報酬点数表の改正等により、「労災付添看護」は廃止となりました。

(1) 特別労災付添看護

労災付添看護の対象となる医療機関に入院療養する場合については、健康保険においては、院内看護担当者以外の者による看護は認められていません。

しかし、労災保険においては、労災患者の特殊性及び医療期間における負担等を勘案し、以下に示す要件等を満たす場合に限り、特別に院内看護担当者以外の看護担当者による看護についても保険給付の対象とします。

対象医療機関

対象となる医療機関(以下「特別労災付添看護病院等」といいます。)は、入院基本料として有床診療所入院基本料 3 の届出をした医療機関以外の医療機関です。

支給要件

特別労災付添看護は、以下の支給要件のいずれかに該当し、かつ、神経系統、精神又は胸腹部臓器の傷病により療養しており、その症状の程度が傷病等級第 1 級の 1 又は 2 に相当する者でなければなりません。

イ 傷病労働者の症状が重篤であって、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

ロ 傷病労働者の症状は必ずしも重篤ではないが、手術により比較的長期間にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な処置を講ずる必要がある場合

ハ 傷病労働者の症状から判断し、常態として体位変換又は床上起座が禁止されているか、又は不可能な場合

二 傷病労働者の症状から判断し、食事・用便とともに弁じ得ないため常態として介護が必要である場合

看護形態等

イ 看護担当者数については、の支給要件に該当する傷病労働者（以下「対象傷病労働者」といいます。）2人につき看護担当者1人の割合（傷病労働者数を2で除した場合に生じた端数については、切り上げるものとします。ただし、健康保険における入院基本料の看護配置が7対1、10対1又は13対1の病院においては、これを切り捨てるものとします。）で認めています。

なお、対象傷病労働者が親族、友人による看護を受ける場合は、当該傷病労働者を除いた対象傷病労働者2人につき看護担当者1人の割合（対象傷病労働者数を2で除した数に端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。）で認めることとします。

ロ 看護形態については、傷病労働者の症状に応じた医師の判断によるものとしています。

入院患者数

特別労災付添看護病院等は、対象傷病労働者を常時2人以上収容していかなければなりません。

この場合、「常時2人以上収容する」とは、当該医療機関において対象傷病労働者を月間実数で2人以上収容していなければなりません。したがって、対象傷病労働者が月間の実数で2人未満となった場合には、当該月以降は当該特別労災付添看護病院等に入院療養する対象傷病労働者には特別労災付添看護は認められません。

(2) 看護担当者

看護担当者の業務の内容は、

症状の観察

症状の報告

身体の清拭、食事の世話等の患者の身の廻りの世話

診察の介補

投薬・注射、包帯交換等の治療の介助及び処置

検温、検査物の採取等測定検査の実施及び介補

患者に対する保健衛生上の教育

といった広範囲にわたり、看護に関する専門的な知識と経験・技術を必要とするものですから、傷病労働者に対する看護は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）による保健師、助産師、看護師又は准看護師のいずれかの免許を有する者（以下「看護資格者」といいます。）によって行わなければなりません。しかしながら、緊急その他やむを得ない事由によって、これらの看護資格者を求めることができない場合には、特例として、医師又は看護師の指示を受けて看護の補助を行う場合に限り、看護資格者以外の者でも特別に「看護補助者」として傷病労働者の看護に当たることを認めています。

なお、傷病労働者と親族（民法第725条に定められた6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいいます。）又は友人関係にある者によって行われた看護についても、特別な事由がある場合に限り、保険給付の対象となります。

(3) 看護費用の範囲

看護に関する費用のうち、労災保険から給付されるものとしては、

看護料

受付手数料

紹介手数料

第二種特別加入保険料に充てるべき手数料

特別の事由がある場合の看護担当者の往復旅費

があります。

(4) 看護費用の請求

傷病労働者が、看護を受けたために要した費用を請求するときは、「看護費用の額の証明書」に必要な記入を行い（特別労災付添看護の場合は、当該証明書の右上余白に「特別」と表示して下さい。）これに看護を必要とした理由、期間等を記載した医師の証明と看護費用を受領した旨の看護担当者の証明等を受けて、「療養の費用請求書」にこれを添付して当該労働者の所属する事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出することになっています。

労災病院又は指定医療機関のうち、特別労災付添看護を行った病院において、特別労災付添看護を受けた傷病労働者に代わって当該病院の長が看護料を立替払いした場合に限り、当該病院の長は労災診療費とあわせて「診療費請求内訳書」により請求することができます。記入にあたっては、当該内訳書右片の「⑧ その他」欄に「特別労災付添看護料」と表示し、その金額を記載します。なお、「診療費請求内訳書」には、「特別労災付添看護費用明細書」を添付しなければなりません。

(5) 誓約書

入院療養する傷病労働者の看護にあたることとなる外部からの看護担当者であっても、医療機関の主治医や看護師の指揮の下に看護を行う必要がありますので、医療機関においては、これらの看護担当者から主治医及び看護師の指揮に服する旨の誓約書を徴しておく必要があります。

7 訪問看護

訪問看護の対象となる傷病労働者は、業務上の事由又は通勤による傷病により療養中の者であって、重度のせき髄・頸髄損傷患者及びじん肺患者等、症状が安定又はこれに準ずる状態にあり、かつ、居宅において保健師、看護師、准看護師、理学療法士及び作業療法士が行う療養上の世話及び必要な診療の補助を要する者でなければなりません。

なお、訪問看護は、労災指定医療機関の他、都道府県労働局長が指定する労災保険指定訪問看護事業者にも認められています。

8 症状経過の観察、記録

傷病労働者の診療を担当する指定医療機関は次の事項に留意しながら当該患者の症状の経過を観察して下さい。

労災保険における傷病労働者の診療については、その後の各種の保険給付との関係も生じてきますので、特に症状の経過を詳細に観察し、その概要を診療録に記載しておいて下さい。

創傷汚染の著しいもの、観血手術を施したもの、頭部外傷等により神経系統に症状のあるもの、その他症状の重篤なものについては、常に綿密な観察を行い適切な処置をして下さい。

傷病労働者の主訴する症状が医学常識上首肯し難いものにもかかわらず治療を要求する場合、あるいは症状の経過から判断し、治療効果が期待できなくなったにもかかわらず治療を要求する場合には、

その旨所轄労働基準監督署へ連絡して下さい。

傷病労働者が故意の犯罪若しくは重大な過失により、又は正当な理由がないのに療養に関する指示に従わず、そのために傷病又は障害の程度を増悪させ、若しくはその回復を妨げたときは、保険給付の全部又は一部を支給しないことがありますので、このような事実が発生したときは直ちに所轄労働基準監督署へ連絡して下さい。

9 治ゆ・再発の取扱い

(1) 治 ゆ

労災保険における傷病が「治ったとき」とは、身体の諸器官・組織が健康時の状態に完全に回復した状態のみをいうものではなく、傷病の症状が安定し、医学上一般に認められた医療(注1)を行っても、その医療効果が期待できなくなった状態(注2)をいい、この状態を労災保険では「治ゆ」(症状固定)といいます。

したがって、「傷病の症状が、投薬・理学療法等の治療により一時的な回復がみられるにすぎない場合」など症状が残存している場合であっても、医療効果が期待できないと判断される場合には、労災保険では「治ゆ」(症状固定)と判断し、療養(補償)等給付を支給しないこととなっています。

<注1> 「医学上一般に認められた医療」とは、労災保険の療養の範囲として認められたものを言います。したがって、実験段階又は研究的過程にあるような治療方法は、ここにいる療養には含まれません。

<注2> 「医療効果が期待できなくなったとき」とは、その傷病の症状の回復・改善が期待できなくなった状態をいいます。したがって、その傷病による症状が安定し、投薬・理学療法等の治療により一時的な症状の回復が見られるにすぎない場合は、医療効果が期待できないものと判断します。

「治ゆ」(症状固定)とは、例えば次のような状態に至ったときをいいます。

<例1> 切創若しくは割創の創面がゆ合した場合又は骨折で骨ゆ合した場合であって、たとえ、なお疼痛などの症状が残っていても、その症状が安定した状態になり、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

<例2> 骨ゆ合後の機能回復療法として理学療法を行っている場合に、治療施行時には運動障害がある程度改善されるが、数日経過すると元の状態に戻るという経過が一定期間にわたってみられるとき。

<例3> 頭部外傷が治った後においても中枢神経症状として外傷性てんかんが残る場合がある。この時、治療によってそのてんかん発作を完全に抑制できない場合であっても、その症状が安定しその後の療養を継続してもそれ以上てんかん発作の抑制が期待できなくなったとき。

<例4> 外傷性頭蓋内出血に対する治療後、片麻痺の状態が残っても、その症状が安定し、その後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

<例5> 腰部捻挫による腰痛症の急性症状は消退したが、疼痛などの慢性症状が持続している状態で、その症状が安定しその後の療養を継続しても改善が期待できなくなったとき。

○ 障害が残ったとき

傷病が症状固定と認められたときに、疼痛・知覚異常や運動麻痺などの神経症状その他の器質的障害や機能障害が残ることがありますが、これらの障害が障害等級表に該当すると認められる場合には、その程度に応じて障害(補償)等給付が支給されます。

(2) 再 発

労災保険の「再発」とは、最初に発生した傷病の症状が固定し「治ゆ」と認められたものが、時を経て、症状が再び増悪し治療の必要が生じた場合をいいます。この場合、旧傷病と新たな症状との間に医学上相当因果関係が存在することが証明され、かつ、治療を加えることによってその効果が充分期待できるものでなければなりません。このような場合には、当初の傷病の継続（再発）として療養の給付が行われますが、当初給付を受けた労働基準監督署長の再発の認定が必要です。

治ゆ後、鋼線等の装着部位に炎症又は疼痛を起こし鋼線等の抜去を行う場合や、角膜損傷患者で適応者に角膜移植術を実施するにあたり、傷病労働者の症状固定時にたまたま角膜の入手が困難なためいったん治ゆとして障害（補償）等給付を行い、その後適応者に角膜移植を実施する場合は再発として取り扱われます。

なお、障害（補償）等給付の受給者で、義肢装着のための再手術、醜状の軽減等、傷病治ゆ後に行う処置、診察は、外科後処置として労災病院等特定の病院で行うこととされています。

10 その他の取扱い事項について（証明と診断書の交付）

指定医療期間は、労災保険による傷病労働者の診察のほかにも、傷病労働者や遺族の保護のために協力していただくことがあります。

傷病労働者やその遺族が、労災保険に休業（補償）等給付、障害（補償）等給付、遺族（補償）等給付等の保険給付を請求するにあたって、医師の証明を受けたり、診断書を添付する必要があるため、これらの者から証明や診断書の交付願いが出された場合には、協力しなければなりません。そのうちの主要なものについて説明します。

(1) 看護費用の額の証明書

「看護費用の額の証明書」とは、傷病労働者が特別労災付添看護を受け、その看護費用を請求する場合に「療養の費用請求書」に添付する証明書です。

(2) 休業（補償）等給付請求書の休業の証明

「休業（補償）等給付請求書」とは、業務上負傷し、又は疾病にかかった労働者が、その負傷又は疾病の療養のために休業した場合に支給される休業（補償）等給付の請求に用いるものですが、この請求書には、診察担当者に療養のため労働することができなかったと認められる期間についての証明を受けることになっています。

(3) 障害（補償）等給付請求書

「障害（補償）等給付請求書」は、業務上の傷病が治ゆした後、身体に障害が残った労働者が障害（補償）等給付を請求する場合に用いるものですが、この請求書には、残った障害の部位及び状態について診療担当者の診断書を添付することになっています。

なお、障害（補償）等給付を請求した労働者の障害等級は、この診断書等を参酌して労働基準監督署長が行うものですから、この診断書にはあくまでも事実のみを正確に記入して下さい。

(4) 遺族（補償）等給付請求書

「遺族（補償）等給付請求書」は、労働者が業務上の災害によって死亡した場合に、その遺族が遺族（補償）等給付を請求するときに使用するもので、「死亡診断書」、あるいは「死体検案書」を添付することになっています。したがって、医師には死亡労働者の遺族等の求めに応じてこの「死亡診断書」又は「死体検案書」を交付する必要があります。

* 労災保険において、手続上必要とする診断書や証明の区分詳細は「指定医療機関事務必携（２の２）」
（労災保険における診断書料早見一覧表）を参照して下さい。

様式第5号(表面) 労働者災害補償保険
業務災害用
複数業務要因災害用
療養補償給付及び複数事業労働者
療養給付たる療養の給付請求書

裏面に記載してある注意
事項をよく読んだ上で、
記入してください。

標準字体
アイウエオカキクケコ
サシスセソタチツテト
ナニヌネノハヒフヘ
ホマミムメモヤユヨ
ラリルレロワン

※ 帳票種別
34590
① 管轄局署
② 業通別
③ 保留
④ 処理区分
⑤ 受付年月日
※
⑥ 兼業
⑦ 支給・不支給決定年月日
※
⑧ 性別
⑨ 労働者の生年月日
⑩ 負傷又は発病年月日
※
⑪ 再発年月日
※
⑫ 複災
⑬ 三者
⑭ 特疾
⑮ 特別加入者
※
⑯ 傷病性質(業)
※
⑰ 負傷又は発病の時刻
⑱ 災害発生の実を
確認した者の職名、氏名
前 時 分 頃
午 後
職 名
氏 名
⑲ 災害の原因及び発生状況
(ア) どのような場所で(イ) どのような作業をしているときに(ウ) どのような物又は環境に(エ) どのような不安全な又は有害な
状態があつて(オ) どのような災害が発生したか(カ) ⑩と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること
⑳ 指定病院等の
所在地
㉑ 傷病の部位及び状態
㉒の者については、⑩、⑰及び⑲に記載したとおりであることを証明します。
事業の名称
事業場の所在地
事業主の氏名
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)
労働者の所属事業
場の名称・所在地
(注意) 1 労働者の所属事業場の名称・所在地については、労働者が直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が
直接所属する支店、工事現場等を記載してください。
2 派遣労働者について、療養補償給付又は複数事業労働者療養給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣先事業主は、派遣元
事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。
上記により療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の給付を請求します。
労働基準監督署長 殿
病 診 療 院
診 療 所
薬 局
訪問看護事業者
請求人の
住所
氏 名
署 長 副 署 長 課 長 係 長 係
調査年月日
復命書番号
第 号 第 号 第 号
決定年月日
・
・
不支給の理由
(この欄は記入しないでください。)

標準字体で記入してください。

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します。)

折り曲げる場合には(◀)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

39

労働者災害補償保険

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等(変更)届

労働基準監督署長 殿

年 月 日

病 院
診 療 所
薬 局
訪問看護事業者

経 由

〒 —

電話() —

住 所

届出人の

氏 名

方

下記により療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付を受ける指定病院等を(変更するので)届けます。

① 労働保険番号					③ 氏 名 (男・女)	④ 負傷又は発病年月日	
府県	所掌	管轄	基 幹 番 号	枝番号		年	月 日
						生年月日	年 月 日 (歳)
						住 所	午 前後 時 分頃
② 年金証書の番号					労働者の		
管轄局	種別	西暦年	番 号				
⑤ 災害の原因及び発生状況 (あ)どのような場所で(い)どのような作業をしているときに(う)どのような物又は環境に(え)どのような不安全な又は有害な状態があつて(お)どのような災害が発生したかを簡明に記載すること。							
③の者については、④及び⑤に記載したとおりであることを証明します。							
事業の名称							
年 月 日 〒 — 電話() —							
事業場の所在地							
事業主の氏名							
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)							
⑥ 指定病院等の変更	変更前の	名称	〔 労災指定 医 番 号 〕				
		所在地	〒 —				
	変更後の	名称					
		所在地	〒 —				
	変更理由						
⑦ 傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の支給を受けることとなった後に療養の給付を受けようとする指定病院等の	名称						
	所在地	〒 —					
⑧ 傷 病 名							

療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書(同一傷病分)

※ 帳 票 種 別					①管轄局署			②業通別		④受付年月日 元 号 年 月 日				⑩三者コード		⑪委任未支給		⑫特別加入者		⑬審査コード	
3	4	2	6	0				1 業 3 通								1 自 3 委 5 任 5 他	1 委任 3 未支給 5 未未				

(注意)

三、記入枠の部分は、必ず黒のボーバーを使用し、様式右上に記載された「標準字体」にならつて、枠からはみださないように大きめのカタカナ及びアラビア数字で明瞭に記載してください。
 ニ、記載すべき事項のない欄又は記入枠は、空欄のままとし、事項を選択する場合に該当事項を○で囲んでください。（ただし、⑤及び⑯欄並びに⑥及び⑦欄の元号については該当番号を記入枠に記入してください。）
 一、□□□で表された枠（以下、記入枠という。）に記入する文字は、光学式文字読取装置（OCR）で直接読取りを行うので、汚したり、穴をあけたり、必要以上に強く折り曲げたり、のりづけしたりしないでください。

③ 労働保険番号		府 県 所 管 轄 基 幹 番 号 枝 番 号										④ 年金証書の番号		管 轄 局 種 別 西 暦 年 番 号																	
⑤ 労働者の性別		⑥ 労働者の生年月日										⑦ 負傷又は発病年月日										※⑭ 金融機関 店 舗									
1 男 3 女		1 明治 3 大正 5 昭和 7 平成 9 令和										1 元 2 年 3 月 4 日 5 日 6 日 7 日 8 日 9 日 10 日 11 日 12 日 13 日 14 日 15 日 16 日 17 日 18 日 19 日 20 日 21 日 22 日 23 日 24 日 25 日 26 日 27 日 28 日 29 日 30 日 31 日										金融機関 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100									
⑨ 労働者の氏名		シメイ (カタカナ) : 姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。										⑮ 郵便局コード																			
の住所		⑯ 郵便番号										職 種																			
の住所		⑰ 預金の種類										⑱ 口座番号 (左詰め。ゆうちょ銀行の場合は、記号 (5桁) は右詰め、番号は右詰めで記入し、空欄は「0」を記入。)																			
振替 振込 希望 口座名義人		1 普通 3 当座										メイギン (カタカナ) : 姓と名の間は1文字あけて記入してください。濁点・半濁点は1文字として記入してください。																			
振替 振込 希望 口座名義人		⑲ (つづき) メイギン (カタカナ)										⑳																			
⑨の者については、⑦並びに裏面の(ヌ)及び(ヲ)に記載したとおりであることを証明します。		事業の名称										電話 () -																			
年 月 日		事業場の所在地										〒 -																			
事業主の氏名		(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)																													
(注意) 派遣労働者について、療養補償給付又は複数事業労働者療養給付のみの請求がなされる場合にあっては、派遣元事業主は、派遣元事業主が証明する事項の記載内容が事実と相違ない旨裏面に記載してください。																															
医師又は歯科医師等の証明		(イ) 期間 年 月 日から 年 月 日まで 日間 診療実日数 日										⑨の者については、(イ)から(ニ)までに記載したとおりであることを証明します。																			
(ロ) 傷病の部位及び傷病名		年 月 日 治療 (症状固定)・継続中・転医・中止・死亡										年 月 日 診療所 所在地 名称 電話 () -																			
(ハ) 傷病の経過の概要		診療担当者氏名																													
(ニ) 療養の内訳及び金額 (内訳裏面のとおり。)		千 円																													
(ホ) 看護料		年 月 日から 年 月 日まで 日間 (看護師の資格の有・無)																													
(ヘ) 移送費		から まで 片道・往復 キロメートル 回																													
(ト) 上記以外の療養費 (内訳別紙請求書又は領収書 枚のとおり。)																															
(チ) 療養の給付を受けなかった理由		⑳ 療養に要した費用の額 (合計)										千 百 万 十 万 万 千 百 十 円																			
② 療養期間の初日		③ 療養期間の末日										④ 診療実日数 ⑤ 転帰事由																			
1 診療 2 看護 3 移送 4 装具 5 診断書		1 治療 (症状固定) 2 継続 3 転医 4 中止 5 死亡																													

※印の欄は記入しないでください。
(職員が記入します。)

◎裏面の注意事項を読んでから記入してください。
折り曲げる場合には(▲)の所を谷に折りさらに2つ折りにしてください。

上記により療養補償給付又は複数事業労働者療養給付たる療養の費用の支給を請求します。

年 月 日

〒 - 電話 () -

住所 (方)

請求人の 氏名

労働基準監督署長 殿

様式第7号(1)(裏面)

(リ) 労働者の 所属事業場の 名称・所在地	(ヌ) 負傷又は発病の時刻	(ル) 災害発生の 事実を確認 した者の	職名
	午前午後 時 分頃	氏名	
(ヲ) 災害の原因及び発生状況 (ア) どのような場所で(イ) どのような作業をしているときに(ウ) どのような物又は環境に(エ) どのような不安全な又は有害な状態があつて(オ) どのような災害が発生したか(カ) ⑦と初診日が異なる場合はその理由を詳細に記入すること			

療養の内訳及び金額

診療内容	点数(点)	診療内容	金額	摘要
初診		初診	円	
再診		再診	円	
外来診療料	×	指導	円	
継続管理加算	×	その他	円	
外来管理加算	×			
時間外	×	食事(基準)		
休日	×	円× 日間	円	
深夜	×	円× 日間	円	
指導		円× 日間	円	
在宅		小計	円	
往診	回	②		
夜間	回	摘要		
緊急・深夜	回			
在宅患者訪問診療	回			
その他	回			
薬剤	回			
投薬				
内服 薬剤	単位			
調剤	×	回		
屯服 薬剤	単位			
外用 薬剤	単位			
調剤	×	回		
処方	×	回		
麻毒		回		
調基				
注射				
皮下筋肉内	回			
静脈内	回			
その他	回			
処置				
薬剤	回			
手術				
麻酔	回			
検査				
薬剤	回			
画像				
診断	回			
その他	回			
薬剤				
処方せん	回			
入院				
入院年月日	年 月 日			
病・診・衣	入院基本料・加算			
	×	日間		
	×	日間		
	×	日間		
	×	日間		
	×	日間		
特定入院料・その他				
小計	点 ①	円	合計金額 ①+②	円

(注 意)

一、共通の注意事項
事項を選択する場合には、該当する事項を○で囲むこと。
(ホ)及び(ト)については、その費用についての明細書及び看護移送等をした者の請求書又は領収書を添えること。
(イ)の期間には、最終の投薬の期間をも算入すること。
(リ)は、労働者の直接所属する事業場が一括適用の取扱いを受けている場合に、労働者が直接所属する支店、工事現場等を記載すること。
二、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合以外の場合の注意事項
④は、記載する必要がないこと。
(ル)は、災害発生の事実を確認した者(確認した者が多数あるときは最初に発見した者)を記載すること。
(ル)及び(ヲ)は、第二回以後の請求の場合には記載する必要がないこと。
(四)(三) 第二回以後の請求が離職後である場合には事業主の証明は受ける必要がないこと。
三、傷病補償年金又は複数事業労働者傷病年金の受給権者が当該傷病に係る療養の費用を請求する場合の注意事項
③、⑥、⑦及び(ヌ)から(ヲ)までは記載する必要がないこと。
事業主の証明は受ける必要がないこと。
四、複数事業労働者療養給付の請求は、療養補償給付の支給決定がなされた場合、遡って請求されなかったものとみなすこと。
五、⑨「その他就業先の有無」欄の記載がない場合又は複数就業していない場合は、複数事業労働者療養給付の請求はないものとして取り扱うこと。
六、疾病に係る請求の場合、脳・心臓疾患、精神障害及びその他二以上の事業の業務を要因とすることが明らかな疾病以外は、療養補償給付のみで請求されることとなること。

⑨その他就業先の有無

有	有の場合のその数 (ただし表面の事業場を含まない)	社
無	労働保険事務組合又は 特別加入団体の名称	
	加入年月日	年 月 日
労働保険番号(特別加入)		

派遣元事業主証明欄	派遣元事業主が証明する事項(表面の⑦並びに(ヌ)及び(ヲ))の記載内容について事実と相違ないことを証明します。		
	事業の名称	電話() ー	
	年 月 日	事業場の所在地	〒 ー
	事業主の氏名		
(法人その他の団体であるときはその名称及び代表者の氏名)			

社会保険 労務士 記載欄	作成年月日・提出代行者・事務代理者の表示	氏 名	電 話 番 号
			() ー

振動障害の症度区分と治療

自覚症状・身体所見及び検査成績の症度区分表

末梢循環障害（V）				末梢神経障害（N）			
自覚症状・身体所見（S）		検査成績（L）		自覚症状・身体所見（S）		検査成績（L）	
S0	レイノー現象が陰性で手指の冷え、しびれ等の症状が一過性にある。	L0	常温下皮膚温・爪圧迫、冷水負荷皮膚温・爪圧迫：正常又は極く軽度異常	S0	知覚鈍麻が陰性で手指前腕のしびれ、痛み等の症状が一過性にある。	L0	常温下痛覚・振動覚、冷水負荷痛覚・振動覚：正常又は極く軽度異常
S1	レイノー現象が時々出現する又は手指の冷え、しびれ等の症状が間欠的にある。	L1	常温下皮膚温・爪圧迫、冷水負荷皮膚温・爪圧迫：軽度異常	S1	知覚鈍麻が軽度にある又は手指前腕にしびれ、痛み等の症状が間欠的にある。	L1	常温下痛覚・振動覚、冷水負荷痛覚・振動覚：軽度異常
S2	レイノー現象が頻発する又は手指の冷え、しびれ等の症状が一定期間持続的にある。	L2	常温下皮膚温・爪圧迫、冷水負荷皮膚温・爪圧迫：中等度異常	S2	知覚鈍麻が中等度にある又は手指前腕のしびれ、痛み等の症状が一定期間持続的にある。	L2	常温下痛覚・振動覚、冷水負荷痛覚・振動覚：中等度異常
S3	レイノー現象が年間を通じて出現する又は手指の冷え、しびれ等の症状が常にある。	L3	常温下皮膚温・爪圧迫、冷水負荷皮膚温・爪圧迫：高度異常	S3	知覚鈍麻が高度にある又は手指前腕のしびれ、痛み等の症状が常にある。	L3	常温下皮膚温・振動覚、冷水負荷痛覚・振動覚：高度異常

治療の考え方

症度区分				治療の考え方	職場復帰への指針
(V)		(N)			
S0	L0～1	S0	L0～2	症状の経過観察を適宜(年 2～4 回程度でも最低でも一寒冷期を経過するまで) 行う。 治療の必要はない。	振動業務以外の一般的労働は可能であり積極的な職場復帰を図る。
		S1	L0		
S0	L2～3	S0	L3	認定初期に必要なに応じ 1～2 クールの療養教育を含めた集中的治療のための通院又は入院治療を行い、それ以降は通院治療を行う。	入院期間を除くその他の期間は振動業務以外の一般的労働は可能であり積極的な職場復帰を図る。
S1	L0～1	S1	L1～3		
		S2	L0～2		
		S3	L0～1		
S1	L2～3	S2	L3	認定初期に 2～3 クールの療養教育を含めた集中的治療のための通院又は入院治療を行い、それ以降は通院治療を行う。 ただし、必要に応じ 1 クールの入院治療を年 2 回以内行う。	Vの症度区分が S2～3、L2～3 のものは職場復帰に際して作業内容等を制限される場合がある。
S2	L0～3	S3	L2～3		
S3	L0～3				

1クール＝4週間程度

作業内容等の制限＝重筋労働の制限等

都道府県労働局及び労働基準監督署一覧

都道府県労働局及び労働基準監督署一覧

（令和 7 年 7 月 1 日 現在）

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
[01]北海道労働局	060-8566	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	札幌第 1 合同庁舎
01札幌中央	060-8587	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	札幌第 1 合同庁舎
02函 館	040-0032	函館市新川町 25-18	函館地方合同庁舎
03小 樽	047-0007	小樽市港町 5-2	小樽地方合同庁舎
04岩 見 沢	068-0005	岩見沢市 5 条東 15-7-7	岩見沢地方合同庁舎
05旭 川	078-8505	旭川市宮前 1 条 3-3-15	旭川合同庁舎西館 6 階
06帯 広	080-0016	帯広市西 6 条南 7-3	帯広地方合同庁舎
07滝 川	073-8502	滝川市緑町 2-5-30	
08北 見	090-8540	北見市青葉町 6-8	北見地方合同庁舎
09室 蘭	051-0023	室蘭市入江町 1-13	室蘭地方合同庁舎
10釧 路	085-8510	釧路市柏木町 2-12	
11名 寄	096-0014	名寄市西 4 条南 9	
12 倶知安(支)	044-0011	虻田郡倶知安町南 1 条東 3-1	倶知安地方合同庁舎 4 階
13留 萌	077-0048	留萌市大町 2	留萌地方合同庁舎
14稚 内	097-0001	稚内市末広 5-6-1	稚内地方合同庁舎 3 階
15浦 河	057-0034	浦河郡浦河町堺町西 1-3-31	
17苫 小 牧	053-8540	苫小牧市港町 1-6-15	苫小牧港湾合同庁舎
18札幌東	004-8518	札幌市厚別区厚別中央 2 条 1-2-5	
[02]青森労働局	030-8558	青森市新町 2-4-25	青森合同庁舎
01青 森	030-0861	青森市長島 1-3-5	青森第 2 合同庁舎 8 階
02弘 前	036-8172	弘前市大字南富田町 5-1	
03八 戸	039-1166	八戸市根城 9-13-9	八戸合同庁舎 1 階
04五 所 川 原	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻 507-5	五所川原合同庁舎 3 階
05十 和 田	034-0082	十和田市西二番町 14-12	十和田奥入瀬合同庁舎 3 階
06む つ	035-0072	むつ市金谷 2-6-15	下北合同庁舎 4 階
[03]岩手労働局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15	盛岡第 2 合同庁舎 5 階
01盛 岡	020-8523	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15	盛岡第 2 合同庁舎 6 階
02宮 古	027-0073	宮古市緑ヶ丘 5-29	
03花 巻	025-0076	花巻市城内 9-27	花巻合同庁舎 2 階
04釜 石	026-0041	釜石市上中島町 4-3-50	NTT 東日本上中島ビル 1 階
05一 関	021-0864	一関市旭町 5-11	
06二 戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡 6-1	二戸合同庁舎 2 階
07大 船 渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台 13-14	
[04]宮城労働局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町 1	仙台第 4 合同庁舎
01仙 台	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町 1	仙台第 4 合同庁舎
02石 巻	986-0832	石巻市泉町 4-1-18	石巻合同庁舎
03古 川	989-6161	大崎市古川駅南 2-9-47	
04大 河 原	989-1246	柴田郡大河原町字新東 24-25	
06瀬 峰	989-4521	栗原市瀬峰下田 50-8	
[05]秋田労働局	010-0951	秋田市山王 7-1-3	秋田合同庁舎
01秋 田	010-0951	秋田市山王 7-1-4	秋田第 2 合同庁舎
02能 代	016-0895	能代市末広町 4-20	能代合同庁舎 3 階

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
03大 館	017-0897	大館市三の丸 6-2	0186(42)4033
04横 手	013-0033	横手市旭川 1-2-23	0182(32)3111
05大 曲	014-0063	大仙市大曲日の出町 1-3-4	大曲法務合同庁舎 1 階 0187(63)5151
06本 荘	015-0874	由利本荘市給人町 17	本庄合同庁舎 2 階 0184(22)4124
06山形労働局	990-8567	山形市香澄町 3-2-1	山交ビル 3 階 023(624)8227
01山 形	990-0041	山形市緑町 1-5-48	山形地方合同庁舎 023(608)5257
02米 沢	992-0012	米沢市金池 3-1-39	米沢地方合同庁舎 0238(23)7120
03庄 内	997-0047	鶴岡市大塚町 17-27	鶴岡合同庁舎 023(541)2675
05新 庄	996-0011	新庄市東谷地田町 6-4	新庄合同庁舎 0233(22)0227
06村 山	995-0021	村山市榎岡榎 2-28	村山合同庁舎 2 階 0237(55)2815
07福島労働局	960-8513	福島市花園町 5-46	福島第 2 地方合同庁舎 3・4 階 024(536)4605
01福 島	960-8021	福島市霞町 1-46	福島合同庁舎 1 階 024(536)4613
02郡 山	963-8071	郡山市富久山町久保田愛宕 78-1	2 階 024(922)1378
03い わ き	970-8026	いわき市平字堂根町 4-11	いわき地方合同庁舎 4 階 0246(23)2258
04会 津	965-0803	会津若松市城前 2-10	0242(88)3458
05須 賀 川	962-0834	須賀川市旭町 204-1	0248(75)3519
06白 河	961-0074	白河市郭内 1-136	白河小峰城合同庁舎 5 階 0248(24)1391
07喜多方(支)	966-0896	喜多方市字諏訪 91	0241(22)4211
08相 馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘 68	0244(36)4175
09富 岡	979-1112	双葉郡富岡町中央 2-104	0240(22)3003
08茨城労働局	310-8511	水戸市宮町 1-8-31	茨城労働総合庁舎 029(224)6217
01水 戸	310-0015	水戸市宮町 1-8-31	茨城労働総合庁舎 029(277)7917
02日 立	317-0073	日立市幸町 2-9-4	029(488)3981
03土 浦	300-0805	土浦市栄塚 1838	029(882)7022
04筑 西	308-0825	筑西市下中山 581-2	0296(22)4564
05古 河	306-0011	古河市東 3-7-32	0280(32)3232
07常 総	303-0022	常総市水海道淵頭町 3114-4	0297(22)0264
08龍 ケ 崎	301-0005	龍ヶ崎市川原代町 4 区 6336-1	0297(62)3331
09鹿 嶋	314-0031	鹿嶋市宮中 1995-1	鹿嶋労働総合庁舎 0299(83)8461
09栃木労働局	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4	宇都宮第 2 地方合同庁舎 028(634)9118
01宇 都 宮	320-0845	宇都宮市明保野町 1-4	宇都宮第 2 地方合同庁舎別館 028(346)3169
02足 利	326-0807	足利市大正町 864	0284(41)1188
03栃 木	328-0042	栃木市沼和田町 20-24	028(288)5499
05鹿 沼	322-0063	鹿沼市戸張町 2365-5	0289(64)3215
06大 田 原	324-0041	大田原市本町 2-2828-19	0287(22)2279
07日 光	321-1261	日光市今市 305-1	0288(22)0273
08真 岡	321-4305	真岡市荒町 5203	0285(82)4443
10群馬労働局	371-8567	前橋市大手町 2-3-1	前橋地方合同庁舎 8 階 027(896)4738
01高 崎	370-0045	高崎市東町 134-12	高崎地方合同庁舎 027(367)2314
02前 橋	371-0026	前橋市大手町 2-3-1	前橋地方合同庁舎 027(896)4537
伊勢崎(分)	372-0024	伊勢崎市下植木町 517	0270(25)3363
04桐 生	376-0045	桐生市末広町 13-5	桐生地方合同庁舎 0277(44)3523
05太 田	373-0817	太田市飯塚町 104-1	027(658)9730
06沼 田	378-0031	沼田市薄根町 4468-4	0278(23)0323
07藤 岡	375-0014	藤岡市下栗須 124-10	0274(22)1418

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
08中 之 条	377-0424	吾妻郡中之条町大字中之条 664-1	0279(75)3034
[11]埼玉労働局	330-6016	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクセス・タワー15 階	048(600)6207
01さいたま	330-6014	さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビルランド・アクセス・タワー14 階	048(600)4802
02川 口	332-0015	川口市川口 2-10-2	048(252)3804
04熊 谷	360-0856	熊谷市別府 5-95	048(511)7002
05川 越	350-1118	川越市豊田本 1-19-8 川越地方合同庁舎	049(242)0893
06春 日 部	344-8506	春日部市粕壁東 1-20-30 春日部労働総合庁舎 2 階	048(615)9177
07所 沢	359-0042	所沢市並木 6-1-3 所沢地方合同庁舎	042(995)2586
08行 田	361-8504	行田市桜町 2-6-14	048(556)4195
09秩 父	368-0024	秩父市上宮地町 23-24	0494(22)3725
[12]千葉労働局	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎	043(221)4313
01千 葉	260-8506	千葉市中央区中央 4-11-1 千葉第 2 地方合同庁舎 3 階	043(308)0673
02船 橋	273-0022	船橋市海神町 2-3-13	047(431)0183
03 柏	277-0021	柏市中央町 3-2 柏トーセイビル 3 階	047(163)0248
04銚 子	288-0041	銚子市中央町 8-16	0479(22)8100
06木 更 津	292-0831	木更津市富士見 2-4-14 木更津地方合同庁舎	043(880)2831
07茂 原	297-0018	茂原市萩原町 3-20-3	0475(22)4551
08成 田	286-0134	成田市東和田字高崎 553-4	0476(22)5666
09東 金	283-0005	東金市田間 65	0475(52)4358
[13]東京労働局	102-8306	千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎 13 階	03(3512)1617
01中 央	112-8573	文京区後楽 1-9-20 飯田橋合同庁舎 6・7 階	03(5803)7383
03上 野	110-0008	台東区池之端 1-2-22 上野合同庁舎 7 階	03(6872)1316
04三 田	108-0014	港区芝 5-35-2 安全衛生総合会館 3 階	03(3452)5472
05品 川	141-0021	品川区上大崎 3-13-26	03(3443)5744
06大 田	144-8606	大田区蒲田 5-40-3 T T 蒲田駅前ビル 8・9 階	03(3732)0173
07渋谷	150-0041	渋谷区神南 1-3-5 渋谷神南合同庁舎 5・6 階	03(3780)6507
08新 宿	169-0073	新宿区百人町 4-4-1 新宿労働総合庁舎 4・5 階	03(3361)4402
09池 袋	171-8502	豊島区池袋 4-30-20 豊島地方合同庁舎 1 階	03(3971)1259
10王 子	115-0045	北区赤羽 2-8-5	03(6679)0226
11足 立	120-0026	足立区千住旭町 4-21 足立地方合同庁舎 4 階	03(3882)1189
12向 島	131-0032	墨田区東向島 4-33-13	03(5630)1033
13亀 戸	136-8513	江東区亀戸 2-19-1 カメリアプラザ 8 階	03(3637)8132
14江 戸 川	134-0091	江戸川区船堀 2-4-11	03(6681)8232
15八 王 子	192-0046	八王子市明神町 4-21-2 八王子地方合同庁舎 3 階	042(680)8923
16立 川	190-8516	立川市緑町 4-2 立川地方合同庁舎 3 階	042(523)4474
17青 梅	198-0042	青梅市東青梅 2-6-2	0428(28)0392
18三 鷹	180-8518	武蔵野市御殿山 1-1-3 クリスタルパークビル 3 階	0422(67)3422
19町 田 (支)	194-0022	町田市森野 2-28-14 町田地方合同庁舎 2 階	042(718)8592
[14]神奈川労働局	231-8434	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 8 階	045(211)7355
01横 浜 南	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎 9 階	045(211)7376
02鶴 見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045(279)5487
03川 崎 南	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044(244)1272
04川 崎 北	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044(382)3192
05横 須 賀	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5 階	046(823)0858
06横 浜 北	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4 階	045(474)1253

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
07平 塚	254-0041	平塚市浅間町 10-22	平塚地方合同庁舎 3 階	0463(43)8616
08藤 沢	251-0054	藤沢市朝日町 5-12	藤沢労働総合庁舎 3 階	046(697)6749
09小 田 原	250-0011	小田原市栄町 1-1-15	ミナカ小田原 9 階	0465(22)7152
10厚 木	243-0018	厚木市中町 3-2-6	厚木 T ビル 5 階	046(401)1642
11相 模 原	252-0236	相模原市中央区富士見 6-10-10	相模原地方合同庁舎 4 階	042(861)8632
12横 浜 西	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7	保土ヶ谷駅ビル 4 階	045(287)0275
15新潟労働局	950-8625	新潟市中央区美咲町 1-2-1	新潟美咲合同庁舎 2 号館	025(288)3506
01新 潟	950-8624	新潟市中央区美咲町 1-2-1	新潟美咲合同庁舎 2 号館	025(288)3571
02長 岡	940-0082	長岡市千歳 1-3-88	長岡地方合同庁舎	025(887)3313
03上 越	943-0803	上越市春日野 1-5-22	上越地方合同庁舎	025(524)2903
04三 条	955-0055	三条市塚野目 2-5-11		0256(32)1150
06新 発 田	957-8506	新発田市日渡 96	新発田地方合同庁舎	0254(27)6680
07新 津	956-0864	新潟市秋葉区新津本町 4-18-8	新津労働総合庁舎 3 階	0250(22)4161
08小 出	946-0004	魚沼市大塚新田 87-3		025(792)0241
09十 日 町	948-0073	十日町市稲荷町 2-9-3		025(752)2079
11佐 渡	952-0016	佐渡市原黒 333-38		0259(23)4500
16富山労働局	930-8509	富山市神通本町 1-5-5	富山労働総合庁舎	076(432)2739
01富 山	930-0008	富山市神通本町 1-5-5	富山労働総合庁舎 2 階	076(432)9143
02高 岡	933-0046	高岡市中川本町 10-21	高岡法務合同庁舎 2 階	076(689)1332
03魚 津	937-0801	魚津市新金屋 1-12-31	魚津合同庁舎 4 階	0765(22)0579
04砺 波	939-1367	砺波市広上町 5-3		0763(32)3323
17石川労働局	920-0024	金沢市西念 3-4-1	金沢駅西合同庁舎 5・6 階	076(265)4426
01金 沢	921-8013	金沢市新神田 4-3-10	金沢新神田合同庁舎 3 階	076(292)7938
02小 松	923-0868	小松市日の出町 1-120	小松日の出合同庁舎 7 階	076(122)4317
03七 尾	926-0852	七尾市小島町西部 2	七尾地方合同庁舎 2 階	0767(52)3294
05穴 水	927-0027	鳳珠郡穴水町川島キ 84	穴水地方合同庁舎 2 階	0768(52)1140
18福井労働局	910-8559	福井市春山 1-1-54	福井春山合同庁舎	0776(22)2656
01福 井	910-0842	福井市開発 1-121-5		077(654)7857
02敦 賀	914-0055	敦賀市鉄輪町 1-7-3	敦賀駅前合同庁舎 2 階	0770(22)0745
03武 生	915-0814	越前市中央 1-6-4		0778(23)1440
04大 野	912-0052	大野市弥生町 1-31		0779(66)3838
19山梨労働局	400-8577	甲府市丸の内 1-1-11		055(225)2856
01甲 府	400-8579	甲府市下飯田 2-5-51		055(224)5619
02都 留	402-0005	都留市四日市場 23-2		0554(43)2195
03鯉 沢	400-0601	南巨摩郡富士川町鯉沢 1760-1	富士川地方合同庁舎 5 階	0556(22)3181
20長野労働局	380-8572	長野市中御所 1-22-1		026(223)0556
01松 本	390-0852	松本市大字島立 1696		026(344)1253
02長 野	380-8573	長野市中御所 1-22-1		026(474)9939
03岡 谷	394-0027	岡谷市中央町 1-8-4	岡谷地方合同庁舎 3 階	0266(22)3454
04上 田	386-0025	上田市天神 2-4-70	上田労働総合庁舎	0268(22)0338
05飯 田	395-0051	飯田市高羽町 6-1-5	飯田高羽合同庁舎 3 階	0265(22)2635
06中 野	383-0022	中野市中央 1-2-21		0269(22)2105
07小 諸	384-0017	小諸市三和 1-6-22		0267(22)1760
08伊 那	396-0015	伊那市中央 5033-2		0265(72)6181
10大 町	398-0002	大町市大町 2943-5	大町地方合同庁舎 4 階	0261(22)2001

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	
[21]岐阜労働局	500-8723	岐阜市金竜町 5-13	岐阜合同庁舎 3 階	058(245)8105
01岐 阜	500-8157	岐阜市五坪 1-9-1	岐阜労働総合庁舎 3 階	058(247)2370
02大 垣	503-0893	大垣市藤江町 1-1-1		058(480)5082
03高 山	506-0009	高山市花岡町 3-6-6		0577(32)1180
04多 治 見	507-0037	多治見市音羽町 5-39-1	多治見労働総合庁舎 3 階	0572(22)6381
05 関	501-3803	関市西本郷通 3-1-15		0575(22)3251
06恵 那	509-7203	恵那市長島町正家 1-3-12	恵那合同庁舎 2 階	0573(26)2175
07岐 阜 八 幡	501-4235	郡上市八幡町有坂 1209-2	郡上八幡地方合同庁舎 3 階	0575(65)2101
[22]静岡労働局	420-8639	静岡市葵区追手町 9-50	静岡地方合同庁舎 3 階	054(254)6369
01浜 松	430-8639	浜松市中区中央 1-12-4	浜松合同庁舎 8 階	053(456)8150
02静 岡	420-0858	静岡市葵区伝馬町 24-2	相川伝馬町ビル 2・3 階	054(252)8108
03沼 津	410-0831	沼津市市場町 9-1	沼津合同庁舎 4 階	055(933)5830
05三 島	411-0033	三島市文教町 1-3-112	三島労働総合庁舎 3 階	055(916)7343
06富 土	417-0041	富士市御幸町 13-28		0545(51)2255
07磐 田	438-8585	磐田市見付 3599-6	磐田地方合同庁舎 4 階	0538(82)3087
08島 田	427-8508	島田市本通 1-4677-4	島田労働総合庁舎 3 階	054(741)4913
[23]愛知労働局	460-0008	名古屋市中区栄 2-3-1	名古屋広小路ビルヂング	052(855)2147
01名 古 屋 北	461-8575	名古屋市東区白壁 1-15-1	名古屋合同庁舎第 3 号館 8 階	052(961)8655
02名 古 屋 南	455-8525	名古屋市港区港明 1-10-4		052(651)9209
03名 古 屋 東	468-8551	名古屋市天白区中平 5-2101		052(800)0794
04豊 橋	440-8506	豊橋市大国町 111	豊橋地方合同庁舎 6 階	0532(54)1194
06岡 崎	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地 50-1	岡崎合同庁舎 5 階	0564(52)3163
07一 宮	491-0903	一宮市八幡 4-8-7	一宮労働総合庁舎 2 階	0586(80)8092
08半 田	475-8560	半田市宮路町 200-4	半田地方合同庁舎 2 階	0569(55)7392
09津 島	496-0042	津島市寺前町 3-87-4		0567(26)4155
10瀬 戸	489-0881	瀬戸市熊野町 100		0561(82)2103
11刈 谷	448-0858	刈谷市若松町 1-46-1	刈谷合同庁舎 3 階	056(680)9844
12西 尾 (支)	445-0072	西尾市徳次町下十五夜 13		0563(57)7161
13江 南	483-8162	江南市尾崎町河原 101		0587(54)2443
14名 古 屋 西	453-0813	名古屋市中村区二ツ橋町 3-37		052(481)9534
15豊 田	471-0867	豊田市常盤町 3-25-2		0565(30)7112
[24]三重労働局	514-8524	津市島崎町 327-2	津第二地方合同庁舎	059(226)2109
01四 日 市	510-0064	四日市市新正 2-5-23		059(351)1661
02松 阪	515-0011	松阪市高町 493-6	松阪合同庁舎 3 階	0598(51)0015
03 津	514-0002	津市島崎町 327-2	津第二地方合同庁舎 1 階	059(227)1286
04伊 勢	516-0008	伊勢市船江 1-12-16		0596(28)2164
06伊 賀	518-0836	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3	伊賀上野地方合同庁舎	0595(21)0802
07熊 野	519-4324	熊野市井戸町 672-3		0597(85)2277
[25]滋賀労働局	520-0806	大津市打出浜 14-15		077(522)6630
01大 津	520-0806	大津市打出浜 14-15		077(522)6644
02彦 根	522-0054	彦根市西今町 58-3	彦根地方合同庁舎 3 階	0749(22)0654
04東 近 江	527-8554	東近江市八日市緑町 8-14		074(841)3367
[26]京都労働局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451		075(241)3217
01京 都 上	604-8467	京都市中京区西ノ京大炊御門町 19-19		075(462)5125
02京 都 下	600-8009	京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町 101	アーバンネット四条烏丸ビル 5 階	075(254)3198

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
03京 都 南	612-8108	京都市伏見区奉行前町 6	075(601)8324
04福 知 山	620-0035	福知山市内記 1-10-29	0773(22)2181
05舞 鶴	624-0946	舞鶴市字下福井 901	0773(75)0680
06丹 後	627-0012	京丹後市峰山町杉谷 147-14	0772(62)1214
07園 部	622-0003	南丹市園部町新町 118-13	0771(62)0567
[27]大阪労働局	540-8527	大阪市中央区大手前 4-1-67	06(6949)6507
01大 阪 中 央	540-0003	大阪市中央区森ノ宮中央 1-15-10	06(7669)8728
02大 阪 南	557-8502	大阪市西成区玉出中 2-13-27	06(7688)5582
04天 満	530-6007	大阪市北区天満橋 1-8-30	06(7713)2005
05大 阪 西	550-0014	大阪市西区北堀江 1-2-19	06(7713)2023
06西 野 田	554-0012	大阪市此花区西九条 5-3-63	06(7669)8788
07淀 川	532-8507	大阪市淀川区西三国 4-1-12	06(7668)0270
08東 大 阪	577-0809	東大阪市永和 2-1-1	06(7713)2027
09岸 和 田	596-0073	岸和田市岸城町 23-16	072(498)1014
10 堺	590-0078	堺市堺区南瓦町 2-29	072(340)3835
11羽 曳 野	583-0857	羽曳野市譽田 3-15-17	072(942)1309
12北 大 阪	573-8512	枚方市東田宮 1-6-8	072(391)5827
13泉 大 津	595-0025	泉大津市旭町 22-45	0725(27)1212
14茨 木	567-8530	茨木市上中条 2-5-7	072(604)5310
[28]兵庫労働局	650-0044	神戸市中央区東川崎町 1-1-3	078(367)9155
01神 戸 東	650-0024	神戸市中央区海岸通 29	078(332)5353
02神 戸 西	652-0802	神戸市兵庫区水木通 10-1-5	078(576)1831
03尼 崎	660-0892	尼崎市東難波町 4-18-36	06(6481)1541
04姫 路	670-0947	姫路市北条 1-83	079(224)1481
05伊 丹	664-0881	伊丹市昆陽 1-1-6	072(710)7082
06西 宮	662-0942	西宮市浜町 7-35	079(824)8603
07加 古 川	675-0017	加古川市野口町良野 1737	079(422)5001
08西 脇	677-0015	西脇市西脇 885-30	0795(22)3366
09但 馬	668-0031	豊岡市大手町 9-15	0796(22)5145
10相 生	678-0031	相生市旭 1-3-18	0791(22)1020
11淡 路	656-0014	洲本市桑間 280-2	0799(22)2591
[29]奈良労働局	630-8113	奈良市法蓮町 163-1	0742(32)1910
01奈 良	630-8301	奈良市高畑町 552	074(285)6445
02葛 城	635-0095	大和高田市大中 393	0745(40)4492
03桜 井	633-0062	桜井市粟殿 1012	0744(42)6901
04大 淀	638-0821	吉野郡大淀町下淵 364-1	0747(52)0261
[30]和歌山労働局	640-8581	和歌山市黒田 2-3-3	073(488)1153
01和 歌 山	640-8582	和歌山市黒田 2-3-3	073(407)2202
02御 坊	644-0011	御坊市湯川町財部 1132	0738(22)3571
03橋 本	648-0072	橋本市東家 6-9-2	0736(32)1190
04田 辺	646-8511	田辺市明洋 2-24-1	0739(22)4694
05新 宮	647-0033	新宮市清水元 1-2-9	0735(22)5295
[31]鳥取労働局	680-8522	鳥取市富安 2-89-9	0857(29)1706
01鳥 取	680-0845	鳥取市富安 2-89-4	0857(24)3095
02米 子	683-0067	米子市東町 124-16	085(959)0023

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
03倉 吉	682-0816	倉吉市駄経寺町 2-15 倉吉地方合同庁舎	0858(22)6274
[32]島根労働局	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5 階	0852(31)1159
01松 江	690-0841	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 2 階	085(231)1254
02出 雲	693-0028	出雲市塩冶善行町 13-3 出雲地方合同庁舎 4 階	0853(21)1240
03浜 田	697-0026	浜田市田町 116-9	0855(22)1840
04益 田	698-0027	益田市あけぼの東町 4-6 益田地方合同庁舎	0856(22)2351
[33]岡山労働局	700-8611	岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第 2 合同庁舎	086(225)2019
01岡 山	700-0913	岡山市北区大供 2-11-20	086(225)0593
02倉 敷	710-0047	倉敷市大島 407-1	086(422)8179
04津 山	708-0022	津山市山下 9-6 津山労働総合庁舎	0868(22)7157
05笠 岡	714-0081	笠岡市笠岡 5891 笠岡労働総合庁舎	0865(62)4196
06和 気	709-0442	和気郡和気町福富 313	0869(93)1358
07新 見	718-0011	新見市新見 811-1	0867(72)1136
[34]広島労働局	730-8538	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館	082(221)9245
01広 島 中 央	730-8528	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 2 号館 1 階	082(221)2461
02 呉	737-0051	呉市中央 3-9-15	082(388)2941
03福 山	720-8503	福山市旭町 1-7	084(923)0214
04三 原	723-0016	三原市宮沖 2-13-20	0848(63)3939
05尾 道	722-0002	尾道市古浜町 27-13 尾道地方合同庁舎	0848(22)4158
06三 次	728-0013	三次市十日市東 1-9-9	0824(62)2104
07広 島 北	731-0223	広島市安佐北区可部南 3-3-28	082(812)2115
09廿 日 市	738-0024	廿日市市新宮 1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829(32)1155
[35]山口労働局	753-8510	山口市巾原町 6-16 山口地方合同庁舎 2 号館	083(995)0374
01下 関	750-8522	下関市東大和町 2-5-15	083(237)2167
02宇 部	755-0044	宇部市新町 10-33 宇部地方合同庁舎 4 階	083(648)0090
03徳 山	745-0844	周南市速玉町 3-41	0834(21)1788
04下 松	744-0078	下松市西市 2-10-25	0833(41)1780
05岩 国	740-0027	岩国市中津町 2-15-10	0827(24)1133
08山 口	753-0088	山口市巾原町 6-16 山口地方合同庁舎 1 号館	083(600)0362
09 萩	758-0074	萩市大字平安古町 599-3 萩地方合同庁舎	0838(22)0750
[36]徳島労働局	770-0851	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	088(652)9144
01徳 島	770-8533	徳島市万代町 3-5 徳島第 2 地方合同庁舎	088(638)2684
02鳴 門	772-0003	鳴門市撫養町南浜字馬目木 119-6	0886(86)5164
03三 好	778-0002	三好市池田町マチ 2429-12	0883(72)1105
04阿 南	774-0011	阿南市領家町本荘ヶ内 120-6	0884(22)0890
[37]香川労働局	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 2・3 階	087(811)8921
01高 松	760-0019	高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎 2 階	087(811)8948
02丸 亀	763-0034	丸亀市大手町 3-1-2	0877(22)6244
03坂 出	762-0003	坂出市久米町 1-15-55	0877(46)3196
04観 音 寺	768-0060	観音寺市観音寺町甲 3167-1	0875(25)2138
05東 か が わ	769-2601	東かがわ市三本松 591-1 大内地方合同庁舎	0879(25)3137
[38]愛媛労働局	790-8538	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎 5 階	089(935)5206
01松 山	791-8523	松山市六軒家町 3-27 松山労働総合庁舎 4 階	089(918)2461
02新 居 浜	792-0025	新居浜市一宮町 1-5-3	089(738)2791
03今 治	794-0042	今治市旭町 1-3-1	0898(32)4560

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
04八 幡 浜	796-0031	八幡浜市江戸岡 1-1-10	0894(22)1750
05宇 和 島	798-0036	宇和島市天神町 4-40 宇和島地方合同庁舎 3 階	0895(22)4655
[39]高知労働局	781-9548	高知市南金田 1-39	088(885)6025
01高 知	781-9526	高知市南金田 1-39	088(800)1381
02須 崎	785-8511	須崎市緑町 7-11	0889(42)1866
03四 万 十	787-0012	四万十市右山五月町 3-12 中村地方合同庁舎	0880(35)3148
04安 芸	784-0001	安芸市矢の丸 2-1-6 安芸地方合同庁舎	0887(35)2128
[40]福岡労働局	812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館 4 階	092(411)4799
01福 岡 中 央	810-8605	福岡市中央区長浜 2-1-1	092(761)5604
02大 牟 田	836-8502	大牟田市小浜町 24-13	0944(53)3987
03久 留 米	830-0037	久留米市諏訪野町 2401	0942(90)0235
04飯 塚	820-0018	飯塚市芳雄町 13-6 飯塚合同庁舎 4 階	0948(22)3200
06北 九 州 西	806-8540	北九州市八幡西区岸の浦 1-5-10	093(285)3791
07北 九 州 東	803-0814	北九州市小倉北区大手町 13-26 小倉第 2 合同庁舎	093(288)5612
08門 司 (支)	800-0004	北九州市門司区北川町 1-18	093(381)5361
09田 川	825-0013	田川市中央町 4-12	0947(42)0380
10直 方	822-0017	直方市殿町 9-17	0949(22)0544
11行 橋	824-0005	行橋市中央 1-12-35	0930(23)0454
12八 女	834-0047	八女市稲富 132	0943(23)2121
13福 岡 東	813-0016	福岡市東区香椎浜 1-3-26	092(687)5346
[41]佐賀労働局	840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎	0952(32)7193
01佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央 3-3-20 佐賀第 2 合同庁舎 3 階	095(232)7141
02唐 津	847-0861	唐津市二夕子 3-214-6 唐津港湾合同庁舎 1 階	0955(73)2179
03武 雄	843-0023	武雄市武雄町昭和 758	0954(22)2165
04伊 万 里	848-0027	伊万里市立花町大尾 1891-64	0955(23)4155
[42]長崎労働局	850-0033	長崎市万才町 7-1 T B M 長崎ビル	095(801)0034
01長 崎	852-8542	長崎市岩川町 16-16 長崎合同庁舎 2 階	095(846)6353
02佐 世 保	857-0041	佐世保市木場田町 2-19 佐世保合同庁舎 3 階	0956(24)4161
03江 迎	859-6101	佐世保市江迎町長坂 123-19	0956(65)2141
04島 原	855-0033	島原市新馬場町 905-1	0957(62)5145
05諫 早	854-0081	諫早市栄田町 47-37	0957(26)3310
06対 馬	817-0016	対馬市厳原町東里 341-42 厳原地方合同庁舎	0920(52)0234
[43]熊本労働局	860-8514	熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎 A 棟 9 階	096(355)3183
01熊 本	862-8688	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第 2 合同庁舎 5 階	096(206)9821
02八 代	866-0852	八代市大手町 2-3-11	0965(32)3151
03玉 名	865-0016	玉名市岩崎 273 玉名合同庁舎 5 階	0968(73)4411
04人 吉	868-0014	人吉市下薩摩瀬町 1602-1 人吉労働総合庁舎 2 階	0966(22)5151
05天 草	863-0050	天草市丸尾町 16-48 天草労働総合庁舎 2 階	0969(23)2266
06菊 池	861-1306	菊池市大琳寺 236-4	096(828)2669
[44]大分労働局	870-0037	大分市東春日町 17-20 大分第 2 ソフィアプラザビル 6 階	097(536)3214
01大 分	870-0016	大分市新川町 2-1-36 大分合同庁舎 2 階	097(535)1514
02中 津	871-0031	中津市大字中殿 550-20 中津合同庁舎 2 階	0979(22)2720
03佐 伯	876-0811	佐伯市鶴谷町 1-3-28 佐伯労働総合庁舎 3 階	0972(22)3421
04日 田	877-0012	日田市淡窓 1-1-61	0973(22)6191
05豊 後 大 野	879-7131	豊後大野市三重町市場 1225-9 三重合同庁舎 4 階	0974(22)0153

局 署 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
45 宮崎労働局	880-0805	宮崎市橘通東 3-1-22	宮崎合同庁舎
01 宮 崎	880-0813	宮崎市丸島町 1-15	
02 延 岡	882-0803	延岡市大貫町 1-2885-1	
03 都 城	885-0072	都城市上町 2 街区 11	都城合同庁舎 6 階
04 日 南	887-0031	日南市戸高 1-3-17	
46 鹿児島労働局	892-0842	鹿児島市東千石町 14-10	天文館大樹生命南国テレホンビル 5・8 階
01 鹿 児 島	890-8545	鹿児島市薬師 1-6-3	
02 川 内	895-0063	薩摩川内市若葉町 4-24	川内地方合同庁舎
03 鹿 屋	893-0064	鹿屋市西原 4-5-1	鹿屋合同庁舎 5 階
04 加 治 木	899-5211	姶良市加治木町新富町 98-6	
07 名 瀬	894-0036	奄美市名瀬長浜町 1-1	名瀬合同庁舎
47 沖縄労働局	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 3 階
01 那 覇	900-0006	那覇市おもろまち 2-1-1	那覇第 2 地方合同庁舎 1 号館 2 階
02 沖 縄	904-0003	沖縄市住吉 1-23-1	沖縄労働総合庁舎 3 階
03 名 護	905-0011	名護市字宮里 452-3	名護地方合同庁舎 1 階
04 宮 古	906-0013	宮古島市平良字下里 1016	平良地方合同庁舎 1 階
05 八 重 山	907-0004	石垣市登野城 55-4	石垣地方合同庁舎 2 階

（付録）

（公財）労災保険情報センターの事業について

(公財)労災保険情報センターの事業について

はじめに

公益財団法人労災保険情報センター（以下、「RIC」（略称）という）は、日本医師会のご理解を得て、労働災害に対する補償制度及び労災医療に関する情報・資料の収集、提供等を行うとともに、労災指定医療機関及びその他関係者の相談に応じ、また援助を行うことにより、労働災害に対する補償の適正な実施及び労災医療の充実を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的として昭和 63 年 7 月に設立されました。

- 労災診療費が国から支払われるまでの間の労災診療費相当分の立替払
- 労災診療費の不支給となった場合の差額の保険
 - 契約医療機関への長期運転資金の貸付
- 労災保険に関する情報普及

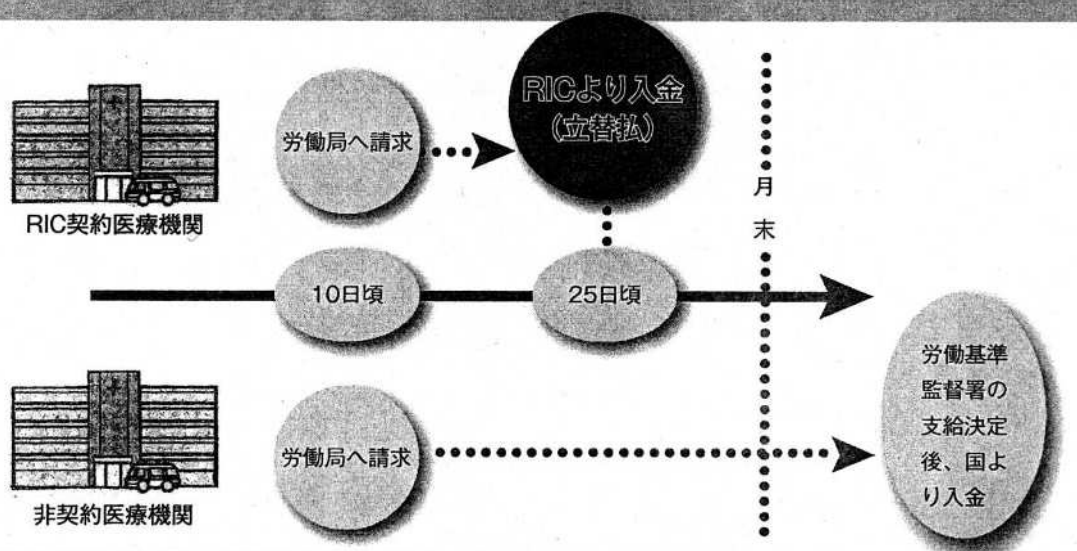
1. 労災診療費が国から支払われるまでの立替払

労災保険では、被災労働者が労災指定医療機関で診療を受けられることになっていますが、請求した労災診療費については国が労災として認めるか否かの決定やレセプト内容の調査・審査を行うため日数を要する場合があります、その間支払いが受けられないことになります。

本事業は、この不利益を解消するため、RICが国の補助を受けて、国からの診療費の支払いがあるまでの間、無利子で労災診療費相当分を立替払いされ、立替払いされた労災診療費は支給決定後、RICが国より受領します。

労災診療費が早期に立替払いされます

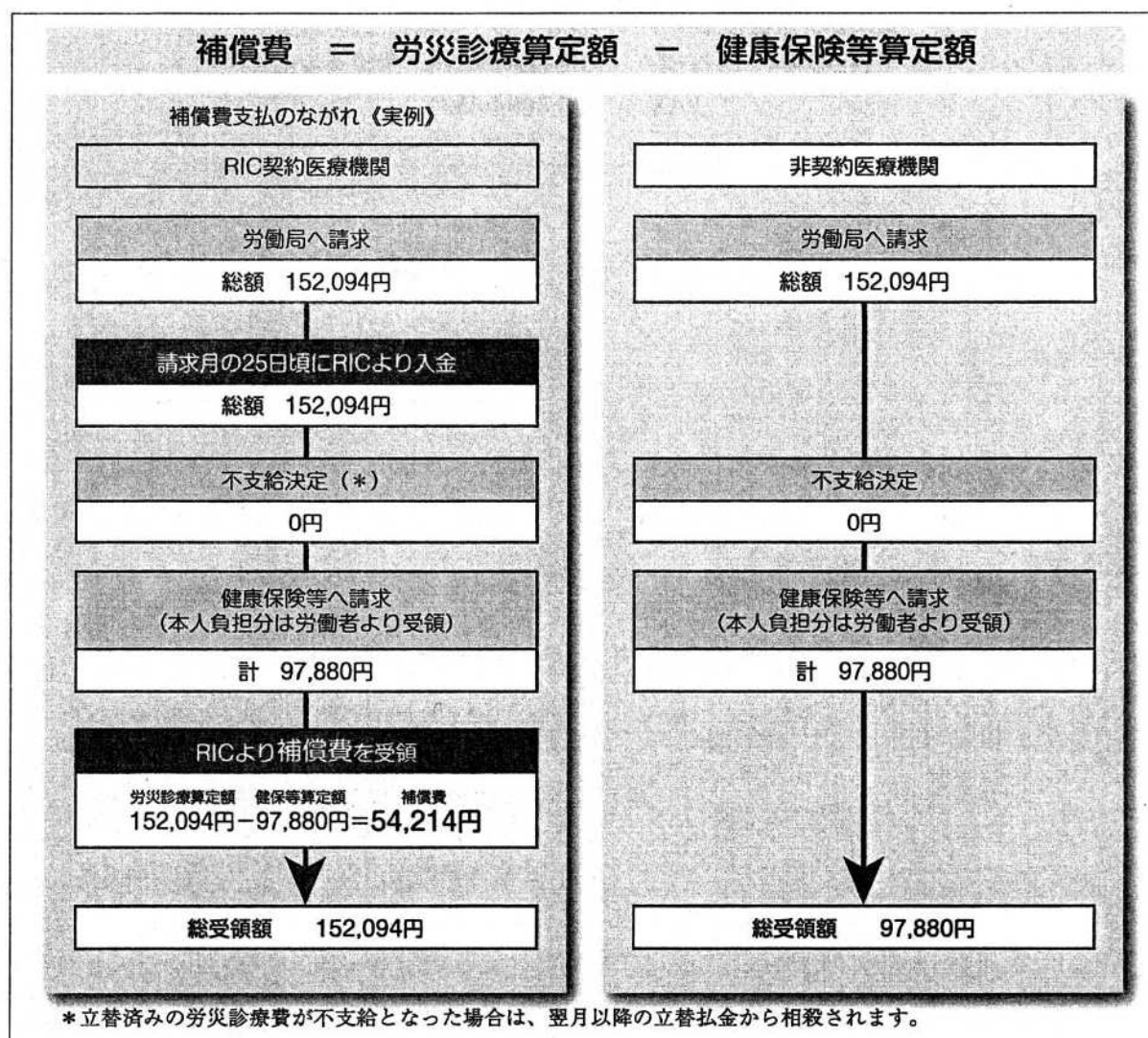
請求した労災診療費の同額が同月内に無利子で立替払いされます（国の補助事業）。
なお、精算は国が支給決定した額をRICが受け取ることで行われます。



2. 労災診療費の不支給事案への共済方式による補償

労働者が災害を被った場合には、ただちに、医療機関で治療を受けられますが、その災害が業務災害又は通勤災害とは認められない場合、労災保険から給付が受けられないことになります。その場合に、医療機関が不利益にならないようにするため、労災診療費保険支援契約による掛金をもって、労災保険と健康保険などの他保険との差額分を保険金としてお支払いしています。

また、契約医療機関の互助事業として、経営の改善を図るため、低金利の長期運転資金の貸付けを行っています。



3 . 労災保険に関する情報普及事業

労働災害に関する補償制度や労災医療など労災保険制度について、一般の方々に広く理解を深めていただくために、ホームページやセミナー、研修会などを通じて情報を提供すると共に各種の広報活動を行っています。

(公財) 労災保険情報センター

東京都文京区後楽 1 丁目 4 番 2 5 号 日教販ビル 2 階

〒112-0004

TEL

03-5684-5516 (労災医療部)

FAX

03-5684-5521

にお問い合わせください。

(付録)

労災レセプト電算処理システムについて

労災レセプトは オンライン請求が便利です

労災保険の労災診療費・労災薬剤費・アフターケア委託費は、オンライン・電子媒体で請求することができます。現在、健康保険のオンライン請求でお使いのレセプトコンピューター（送信用コンピューター）を労災レセプト対応に改修することで利用できます。

※ 改修・導入方法等については、現在お使いのレセプトコンピューターメーカーにご相談ください。

導入のメリット

1 査定結果・理由・支払額が分かります

これまでの「労災診療費支払振込通知書」とは別に、システム上で診療行為ごとの査定結果・理由、支払額を確認することができます。
ダウンロードも可能です。

2 事前にデータの不備をチェックできます

請求前に事前の点検（受付前点検）を行うことにより、レセプトデータをシステム上でチェックできるので、記入もれや誤りのないレセプトを提出できます。

3 受付時間が延長されます

オンライン請求では、土・日・祝日でも、毎月5～7日は8～21時、8～10日は8～24時まで請求することができます。

4 個人情報の流出防止などセキュリティが向上します

紙レセプト搬送時の事故防止など、オンライン請求では安全性の高いネットワーク回線を利用するため、セキュリティが向上します。

5 電子化による点数が算定できます

レセプト1件当たり、5点の労災電子化加算がされます。

（令和8年3月診療分までの予定です）

（薬剤費レセプトは対象となりません）

オンライン請求開始までの手続き

労災レセプトのオンライン請求は、すでに健康保険でオンライン請求を行っているレセプトコンピューターで行う必要があります。

労働局への届出後、ID・パスワードを取得して、ソフトウェアのインストールなどの設定作業、確認試験を実施し、オンライン請求ができるようになります。

届出書類の提出

都道府県労働局に届出書類を提出

※ 届出書類は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

ID・パスワードの取得

ID・パスワードが記載された「ユーザー設定情報」の取得
(届出書類を提出してから1～2週間程度で郵送)

設定作業・確認試験

レセプトコンピューターに「送信用ソフト」をセットアップして、確認試験を実施

※ 設定作業は、厚生労働省ホームページにある「セットアップマニュアル」をご覧ください。

※ 確認試験は必ず実施してください。

オンライン請求の開始

5～10日にオンライン請求

※ 請求前に送信データにて受付前点検の実施をお願いします。

※ 電子媒体(CDなど)の請求手続きは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

- 届出・設定などの詳細は、厚生労働省ホームページをご覧ください。

労災レセプト電算処理システム  検索

- ご不明な点は、ヘルプデスクにお問い合わせください。

労災レセプト電算処理システム ヘルプデスク
フリーダイヤル 0120-631-660

受付日(毎月)	受付時間	備考
5～7日、11日、12日	8:00～21:00	土、日、祝日も受付
8～10日	8:00～24:00	土、日、祝日も受付
13日～月末	9:00～17:00	平日のみ受付

※ 1～4日9:00～17:00(土日祝日を除く)については、厚生労働省労災保険業務課にお問い合わせください。
電話(代) 03-3920-3311(労災レセプト電算処理システム担当まで)

(労災) 電子情報処理組織の使用による費用の請求に関する届出

電子情報処理組織の使用による費用の請求を (開始 ・ 変更) することを届け出ます。
また、労災レセプト電算処理システム利用規約に同意します。

令和 年 月 日

(労働局) 御中

住所
開設者
氏名

労災指定医療機関番号		点数表区分	医科・歯科・調剤 医科 (アフターケア)・調剤 (アフターケア)
労災指定医療機関名		労災指定医療機関名 (カナ)	
電話番号		郵便番号	—
労災指定医療機関所在地		労災指定医療機関所在地 (カナ)	
医療機関 (薬局) コード		請求開始・変更年月	令和 年 月 請求分から
レセコンのプログラム名称		レセコンのソフトメーカー名 (プログラムの作成者の氏名)	
パソコンの基本ソフト (OS) ・ブラウザ		オンライン請求システムに係る安全対策の規程 (セキュリティ・ポリシー)	有 ・ 無
電気通信回線	IP - VPN 接続	ISDN ダイヤルアップ接続 (- -)	インターネット接続 IPsec + IKE 提供事業者名 ()
確認試験の実施	有 ・ 無		
備考			

労災保険指定医療機関とは、労災保険指定医療機関、労災病院及び労災保険指定薬局のことをいう。

(労災) 光ディスクを用いた費用の請求に関する届出

労災保険指定医療機関から都道府県労働局への光ディスクを用いた費用の請求を (開始 ・ 変更) することを出します。
また、労災レセプト電算処理システム利用規約に同意します。

令和 年 月 日

住所

開設者

御中

(労働局)

氏名

労災指定医療機関番号		点数表区分	医 科 ・ 歯 科 ・ 調 剤 医科 (アフターケア) ・ 調剤 (アフターケア)
労災指定医療機関名		電話番号	
労災指定医療機関所在地		郵便番号	—
レセコンのプログラム名称			
レセコンのソフトメーカー名 (プログラムの作成者の氏名)			
医療機関 (薬局) コード	請求開始・ 変更年月	令和 年 月	請求分から
電子媒体	C D ・ D V D		
記録形式	M S - D O S / C S V 形式		
確認試験の実施	実施済 ・ 実施予定 ・ 無 (予定無し)		
備考			

労災保険指定医療機関とは、労災保険指定病院、労災病院及び労災保険指定薬局のことをいう。

岩手労働局 労働基準部

労災補償課 医療係

〒020-8522

盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号

盛岡第2合同庁舎5階

TEL 019 (604) 3009